



クラブ活動計画

2017~2018



**ROTARY:
MAKING A
DIFFERENCE**

国際ロータリー テーマ

ROTARY : MAKING A DIFFERENCE

ロータリー：変化をもたらす

第2660地区 ガバナー方針

個性を生かし、参加しよう

八尾ロータリークラブ テーマ

和の心を持ち、魅力あるクラブライフを

国際ロータリー第2660地区

八尾ロータリークラブ

国際ロータリー会長 方針

ROTARY : MAKING A DIFFERENCE

ロータリー：変化をもたらす

2017-18年度
国際ロータリー会長

イアン H.S. ライズリー



数年前、知り合った人からある質問をされました：「ロータリーとは何ですか？」シンプルであるはずのこの質問に答えようと口を開きかけたところで、思わず止まってしまいました。どこから説明してよいか分からなかったのです。ロータリーとは何かを、私が知らなかったわけではありません。問題は、ロータリーがあまりに大きく、複雑すぎて、簡単に説明できないことでした。ロータリーとは、会員制の団体、クラブを基盤とした団体、奉仕を行う団体であり、町ごと、地域ごと、そして全世界で活動する団体です。その会員は、地域社会のメンバー、事業人、職業人であり、現役で仕事をする人もいれば、定年退職した人もいます。そして、世界のほぼすべての国で活動しています。120万人の会員一人ひとりが、独自の目標と優先を掲げ、一味違った経験をしています。一人ひとりが、ロータリーを独自の解釈で理解しているのです。

私にとってロータリーとは、「どのような団体か」ではなく、「何をしているか」で定義されます。すなわち、ロータリーが私たちに与えてくれる可能性、そして、その可能性を有意義かつ持続可能な奉仕によって実現する方法によって、定義されるのです。ロータリーには、112年の豊かな歴史があります。この間にロータリーは、徐々に成長し、成熟し、会員と地域社会の変わりゆくニーズに対応しながら、ある意味で大きく変わりました。しかし、その根底にあるものは同じです。それは、地域社会と世界に変化を生みだしたいという願い、そして、ロータリーを通じてそれを実現できるようになった人が集まった組織だということです。「ロータリーとは何ですか」という問いに、私たちは行動をもって答えます。奉仕を通じて変化をもたらすことによって。

組織として、私たちは、ロータリーとは何か、何をするのかを世界に理解してもらうことが、いかに重要であるかを認識しています。同時に、各クラブがロータリー奉仕を独自に定義することが、かつてないほど重要であると自覚しています。ロータリアンである私たちは、これまでよりも柔軟に、クラブの例会、活動、発展の方法を決定でき、また、もっと多くの女性や多様な会員を迎え入れて、地域社会の特色をクラブに映し出すことに力を注いでいます。長期の計画、持続可能な奉仕、全レベルでのリーダーシップの継続性を重視することで、ロータリーが世界有数のボランティア組織であり続けるよう努力しています。

2017-18年度、「ロータリーとは何ですか」という問いに、私たちは「ロータリー：変化をもたらす」というテーマで答えます。それぞれどのような方法で奉仕することを選んだとしても、その理由は、奉仕を通じて人びとの人生に変化をもたらせると信じているからです。新しい遊び場や学校をつくる、医療や衛生設備を改善する、紛争仲裁者や助産師を研修するなど、私たちはその活動が、人数が多かろうが少なかろうが、誰かの人生をより良くしているのだと知っています。ロータリー入会のきっかけが何であれ、私たちがロータリーにとどまり続けるのは、ロータリーで充実感を得ることができるからです。この充実感とは、毎週、毎年、「変化をもたらす」ロータリーの一員であることから湧き出てくるものなのです。

2017-18年度国際ロータリー会長
イアン H.S. ライズリー

国際ロータリー会長方針	1
地区ガバナー方針	2
クラブ活動方針	4
現況報告	
1. 名称	6
2. 事務所	
3. 例会日	
4. 地域	
5. 会員	7
6. 歴代会長・幹事	10
7. 会員年齢構成	11
8. 組織表	12
9. 理事・役員・委員会構成表	14
八尾ロータリークラブ職業分類	15
10. 会計予算	20
11. 行事予定表	21
各委員会 基本方針・活動計画	23
八尾ロータリークラブ定款	

地区ガバナー 方針

個性を活かし、参加しよう

国際ロータリー 第2660地区 ガバナー 片山 勉
(大阪東RC)



今年度、第2660地区ガバナーを務めさせていただきます大阪東RCの片山でございます。どうぞよろしくお願い致します。当地区は日本34地区の中でも伝統と実績を誇り、由緒ある素晴らしい地区です。この地区のガバナーに就任することは、身に余る光栄であり、パストガバナーを始め、皆様方が築き上げられました地区を一層発展させる為に、誠心誠意努力する覚悟でございます。

私は昨年国内で3回にわたるガバナーエレクト研修、そして今年1月にアメリカ・サンディエゴで開催されました国際協議会で研修を受け、ガバナーとして準備をして参りました。

今年度のRI会長はオーストラリア・サンドリングラムRCのイアンH.S.ライズリー氏です。公認会計士として事務所を経営され、ロータリーではRIをはじめ、地区やRCで様々な要職を歴任してこられています。

2017年国際協議会の第一回本会議で、イアンH.S.ライズリーRI会長はテーマ講演において、自らの経験と思いを情熱的に語られ、本年度のテーマ「ROTARY: MAKING A DIFFERENCE ～ロータリー: 変化をもたらす」を発表されました。

ロータリアン・ロータリークラブ・地区・地域・国の特性を活かし、積極的に奉仕活動に参加することが地域社会に変化をもたらす続けると述べ、「ロータリーとは何ですか」という問いに「どのような団体か」ではなく「何をしているか」で定義されるという要約であります。

地域社会の特性とニーズをクラブの奉仕活動に映し出すことに力を注ぎ、将来の計画(あるべき姿)・成果の持続可能な奉仕・全レベルでのリーダーシップを継続して実行し、奉仕を通じて人々の人生や地域社会と世界に変化をもたらすと信じていると述べておられます。

そのうえで、重要項目としてロータリー戦略計画の3つの優先項目(クラブのサポートと強化、人道的奉仕の重点化と増加、ロータリーの公共イメージと認知度の向上)を示され「これらとかが変わる目標を達成するクラブは発展し、地域社会に変化をもたらします」と結び、今年度の会長賞はこれらの優先項目を支える活動をしたクラブを表彰すると決定されています。

そこで私は2017-18年度 第2660地区ガバナースローガンを「個性を活かし、参加しよう」とさせていただきます。日本のロータリーを取り巻く環境は色々な側面で厳しいものがありますが、何もしなければこの局面から抜け出すことはできないでしょう。まずはマイナス思考からプラス思考に意識を向けなければなりません。

そのうえで5つの具体的目標を掲げさせていただきます。

①基本理念と奉仕活動の実践

私達が考えるべきことは、ロータリーの「理念」と「奉仕活動」のバランスがとれた両立であり、信頼(信用)に裏付けられた人との繋がりによる親睦と職業奉仕を中核の価値感とした奉仕活動をロータリアンの個性を活かし参加し、地域社会の特性やニーズに合う奉仕活動をこれまでの慣習にとられることなく立案・実行し、大きな成果・持続可能な成果に結びつけることが重要です。

②戦略計画(3～5年の将来構想)の推進

魅力のある・元気のある・個性のある クラブであり続ける為に、クラブはどうあるべきかを考え、課題を把握・分析し、中期計画の立案と実践方法を検討し実現しなければなりません。これは単年度では達成できないこともあり、継続できる仕組みを取り入れるべきでしょう。そして、クラブ内で「ビジョン・スキル・ストーリー・スケジュール」を共有しなければならないと思います。

③(財)米山記念奨学会設立50周年

米山記念奨学会は米山梅吉氏の「世界に良いことをしようー何ごとも人にして欲しいと思うことは人にもその通りにしよう(Service Above Self)」の思いが形になったものです。

2017-18年度は日本独自の奉仕活動としてその実績を世界から評価されている(財)米山記念奨学会の設立50周年目にあたります。現在、記念事業が企画中ですが、決定されましたら皆さんと共に祝い、参加しましょう。

④ポリオ撲滅

ポリオ撲滅は今、ラストスパート地点にいますが、世界にポリオフリーと認定されるにはポリオの新規症例ゼロが連続3年間を経る必要があります。ロータリー財団が世界に誇れる最大のプロジェクトの目標達成にむけ、これまでと同じようにご寄付をお願いします。

⑤公共イメージ向上

公共イメージ向上には2つの視点があります。

「マイロータリー登録率50%達成目標」と「ロータリークラブの認知度の向上」であります。

まず「マイロータリーの登録率50%達成」が必要な理由は、IT技術の進化により、全ての情報が瞬時にマイロータリーから発信され、ペーパーレスの時代になっている現状があるからです。

次に「ロータリークラブの認知度の向上」ができれば、ロータリアンが充実感・感動・誇りを共有でき、会員基盤の強化・会員増強にも繋がります。

会員増強は色々な活動による成果であり、目的ではありませんが、何もしなければ会員は増えずクラブの活力が失われます。会員維持・会員勧誘をおこたると明るい未来は築けないでしょう。

最後にポールハリスは「ロータリーがしかるべき運命を切り開くには、常に進化し、時には革命的にならなければなりません。」と言っています。

皆さんと一緒にクラブ・地区が魅力のある・元気のある・個性のある明るい未来を実現できるように、そしてロータリーライフを楽しいものにして参りましょう。

2017-18年度の年次寄付年間目標

1. ロータリー財団年次寄付	1名あたり	\$150	
2. ポリオ撲滅	1名あたり	\$50	計\$200
3. ベネファクター	各クラブ	1名	
4. 米山記念奨学会	1名あたり	30,000円	
5. 会員増強	各クラブ純増	2名	
6. マイロータリー登録率	50%以上		

クラブ活動方針

和の心を持ち、 魅力あるクラブライフを

会 長
菅野茂人



2017-2018年度 八尾ロータリークラブ会長を皆様方の推挙を得て務めさせていただくことになりました。伝統と実績のあるクラブの会長をお受けすることを身に余る光栄と思い、強い信念をもって活動に邁進する所存でございます。皆様方のご支援、ご協力を賜りますよう宜しくお願いいたします。

国際ロータリー会長、イアン・H.S・ライズリー氏は所信表明でロータリーとは何ですか？という問いに

『私たちは

「ロータリー：変化をもたらす」と答えます。

その理由を私達は奉仕を通じて人々の人生に変化をもたらすと信じているからです。医療・教育・世界平和に、その活動は少なからず誰かの人生を良くしていることを私達は知っているからです。

私達が活動し続けるのはロータリーで充実感を得ることが出来るからです。毎週、毎年“変化をもたらすロータリー”のメンバーであることが誇りだからです。』と国際ロータリー会長テーマを発表されました。

そして、私達の2660地区ガバナー 片山 勉氏は、

魅力・元気・個性をキーワードに

「個性を生かし、参加しよう」とスローガンを掲げ

具体的な目標は

1. 基本理念と奉仕活動の実践
2. 戦略計画（将来構想）の推進
3. 米山記念奨学会の財団設立50周年
4. ポリオ撲滅
5. 公共イメージ向上

とし、地区の一年の活動計画を述べられました。

さて、私が八尾ロータリークラブへ入会したのは1999年、本年で19年目を迎えます。入会当時のことは今も明確に覚えています。それ程私にとってロータリークラブに

入会した事は大きな出来事でした。今になって思えば素晴らしい先輩方に巡り合えたと思います。こんな人になれたら、こんな人生を歩めたらと思える魅力あるメンバーと共に活動できたことは大きな財産です。

ロータリークラブのバナーには和の文字が書かれています。事務局の入り口にも和の文字が掲げられています。皆様ご承知のようにこれは、聖徳太子の17条の憲法の一文“和をもって尊しとなす”と言う条文から引用された文字です。より良い結果を求めるよりも、争い無く事を収める事が肝要である、という意味と理解しています。文頭で述べたクラブの伝統の中にもその精神が脈々と流れていると信じております。

そこで、本年のクラブテーマは

“和の心を持ち、魅力あるクラブライフを” です。

過去、会員数が安定し毎年一人増程度の会員数を得ていたころは入会者と退会者のバランスがとれていました。しかし近年バランスが崩れ、退会者が入会者を大きく上回る時期が続きました。退会者を無くし会員数を維持するには会員の満足度を高める事が必要です。まず退会理由を検証し対応することが大切です。入会1～2年のメンバーには、オリエンテーションの実施、又、戦略委員会のもとカウンセラー制度が始まり成果が期待されています。そして中堅メンバーには満足度調査を実施し会員が満足している部分は強化し、不満な点は改善する行動計画を立て全会員の満足度を高めなければなりません。各委員会、奉仕活動を計画するにあたり、その部分を考慮し楽しく魅力ある事業を計画し実行していきたいと考えます。

又、八尾ロータリークラブの歴史の中で、変化すべきもの、変えてはいけないものを考えなければなりません。例えば継続事業の見直し、女性会員入会の是非、などフォーラムを通じ皆様と話あっていきたいと思えます

そこで本年度重点活動目標として

1. 会員増強、退会防止の具体的な対策
2. 中長期の戦略計画の着実な推進
3. 管理運営プログラムの魅力度向上
4. 公共イメージ、認知度向上に向けての社会活動
5. 2660地区事業への参加協力
6. 越中八尾50周年大会への参加

最後になりますが本年RYLAのホストクラブを担当することになっております。多くのメンバーが未経験で実行委員会のもと一丸となって取り組む必要があります。“和”をもって事業に取り組み八尾ロータリークラブらしいRYLAの実現に尽力したいと考えます。

皆様方のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

現況報告

幹事長 竹 浩

1. 名称 八尾ロータリークラブ
 例会場 〒581-0006 八尾市清水町1丁目1番6号 八尾商工会議所会館 3階
 TEL (072) 991-2129 URL www.yaorc.com
 FAX (072) 924-0010 E-mail: info@yaorc.com
2. 事務所 同上 2階
3. 例会日 毎週水曜日 (12時30分～13時30分)
4. 地域 八尾市全域

ごあいさつ

幹事長 竹 浩

この度、幹事という大役を賜りましたことは非常に光栄で身の引き締まる思いでございます。八尾ロータリークラブが歩んできた歴史と、諸先輩方が積み重ねてきた伝統を重んじながらも、積極的に新しいことにも挑戦して参りたいと思います。

菅野会長が掲げた“和の心を持ち、魅力あるクラブライフを”のスローガンに基づき、魅力あるクラブの実現を目指し、皆様の充実したロータリーライフの一助になるよう尽力致す所存でございます。しっかりと足元を固め、60周年に向けていい流れを作っていけるよう与えられた職責を果たして参りますので、会員の皆様方のご指導とご協力、ご理解を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

5. 会 員 (7月1日現在)

- 会員数 チャーターメンバー 21名 (発足時)
 総数 54名

● 入退会者一覧

年度	年 月	入会	退会	期末会員数	退 会 理 由
1	1961.3～ 1962.6	30	3	27	転出3
2	1962.7～ 1963.6	6	3	30	業務多忙2 転出1
3	1963.7～ 1964.6	8	3	35	死亡2 職業分類喪失1
4	1964.7～ 1965.6	5	1	39	転出1
5	1965.7～ 1966.6	7	4	42	業務多忙2 転出2
6	1966.7～ 1967.6	2	5	39	転出3 職業分類喪失2
7	1967.7～ 1968.6	4	2	41	死亡1 病弱1
8	1968.7～ 1969.6	9	6	44	転出2 職業分類喪失2 死亡1 病弱1
9	1969.7～ 1970.6	9	3	50	転出2 死亡1
10	1970.7～ 1971.6	8	4	54	業務多忙2 転出1 病弱1
11	1971.7～ 1972.6	10	8	56	病弱2 死亡1 業務多忙2 転出2 職業分類喪失1
12	1972.7～ 1973.6	6	5	57	転出3 業務多忙1 病弱1
13	1973.7～ 1974.6	3	2	58	転出2 業務多忙1
14	1974.7～ 1975.6	5	3	60	転出1 業務多忙2
15	1975.7～ 1976.6	6	1	65	業務多忙1
16	1976.7～ 1977.6	5	5	65	業務多忙3 病弱1 死亡1

17	1977.7～ 1978.6	6	1	70	死亡1
18	1978.7～ 1979.6	3	4	69	病弱4
19	1979.7～ 1980.6	4	6	67	死亡2 業務多忙2 転出2
20	1980.7～ 1981.6	4	6	64	死亡1 一身上都合3 業務多忙1 転出1
21	1981.7～ 1982.6	12	5	71	死亡1 一身上都合2 転出2
22	1982.7～ 1983.6	6	2	74	死亡1 業務多忙1
23	1983.7～ 1984.6	5	6	73	死亡1 業務多忙2 転出2 病弱1
24	1984.7～ 1985.6	6	4	75	転出2 死亡1 業務多忙1
25	1985.7～ 1986.6	3	4	74	転出2 死亡2
26	1986.7～ 1987.6	6	5	75	転出1 一身上都合2 業務多忙1 病弱1
27	1987.7～ 1988.6	4	3 (5)	76 (74)	転出1 一身上都合(1) 病弱(1) 死亡1 業務多忙1
28	1988.7～ 1989.6	2	3 (1)	74 (73)	死亡2 一身上都合(1)
29	1989.7～ 1990.6	9	4 (1)	78 (77)	死亡2 転出2 業務多忙(1)
30	1990.7～ 1991.6	3	6 (3)	77 (74)	業務多忙5 病弱1
31	1991.7～ 1992.6	5	2	77	死亡1 転出1
32	1992.7～ 1993.6	5	3 (1)	80 (79)	業務多忙 ² ₍₁₎ 転出1
33	1993.7～ 1994.6	5	5 (2)	81 (79)	死亡2 転出1 業務多忙1 一身上都合1
34	1994.7～ 1995.6	7	5 (1)	81 (80)	死亡2 転出1 病弱1 一身上都合2
35	1995.7～ 1996.6	7	5 (1)	82 (81)	死亡2 病弱1 転出2 業務多忙(1)
36	1996.7～ 1997.6	6	3 (1)	84 (83)	業務多忙2 転出1 一身上都合1

37	1997.7～ 1998.6	7	3 (1)	87 (85)	業務多忙2 転出3
38	1998.7～ 1999.6	5	4 (2)	88 (86)	死亡1 一身上都合3
39	1999.7～ 2000.6	6	5 (3)	87 (84)	死亡2 病弱 ² ₍₂₎ 転出 ¹ ₍₁₎
40	2000.7～ 2001.6	5	3 (6)	86 (80)	転出1(1) 一身上都合2(3) 病弱(1) 業務多忙(1)
41	2001.7～ 2002.6	5	4	84 (81)	業務多忙(1) 転出(2) 病弱(1)
42	2002.7～ 2003.6	6	4	83	業務多忙(2) 死亡(1) 健康都合(1)
43	2003.7～ 2004.6	8	1	90	死亡(1)
44	2004.7～ 2005.6	2	6	86	死亡(1) 業務多忙(4) 健康都合(1)
45	2005.7～ 2006.6	2	5	83	業務多忙(3) 健康都合(2)
46	2006.7～ 2007.6	5	5	83	業務多忙(4) 健康都合(1)
47	2007.7～ 2008.6	2	4	81	業務多忙(1) 死亡(1) 健康都合(2)
48	2008.7～ 2009.6	6	5	82	業務多忙(5)
49	2009.7～ 2010.6	3	2	83	健康都合(2)
50	2010.7～ 2011.6	2	12	73	業務多忙(6) 健康都合(5) 死亡(1)
51	2011.7～ 2012.6	4	13	64	死亡2 転勤1 病氣療養1(1) 業務多忙9(6)
52	2012.7～ 2013.6	2	6	60	死亡1 業務多忙5(2)
53	2013.7～ 2014.6	2	3	59	死亡1 業務多忙2(1)
54	2014.7～ 2015.6	1	7	53	死亡1 健康都合1(1) 病氣療養1(1) 業務多忙4(2)
55	2015.7～ 2016.6	7	4	56	業務多忙(3) 健康都合(1)
56	2016.7～ 2017.6	4	6	54	死亡(1) 健康都合(1) 転出(1) 業務多忙(2) 転勤(1)

() 印は6月末日退会

6. 歴代会長・幹事

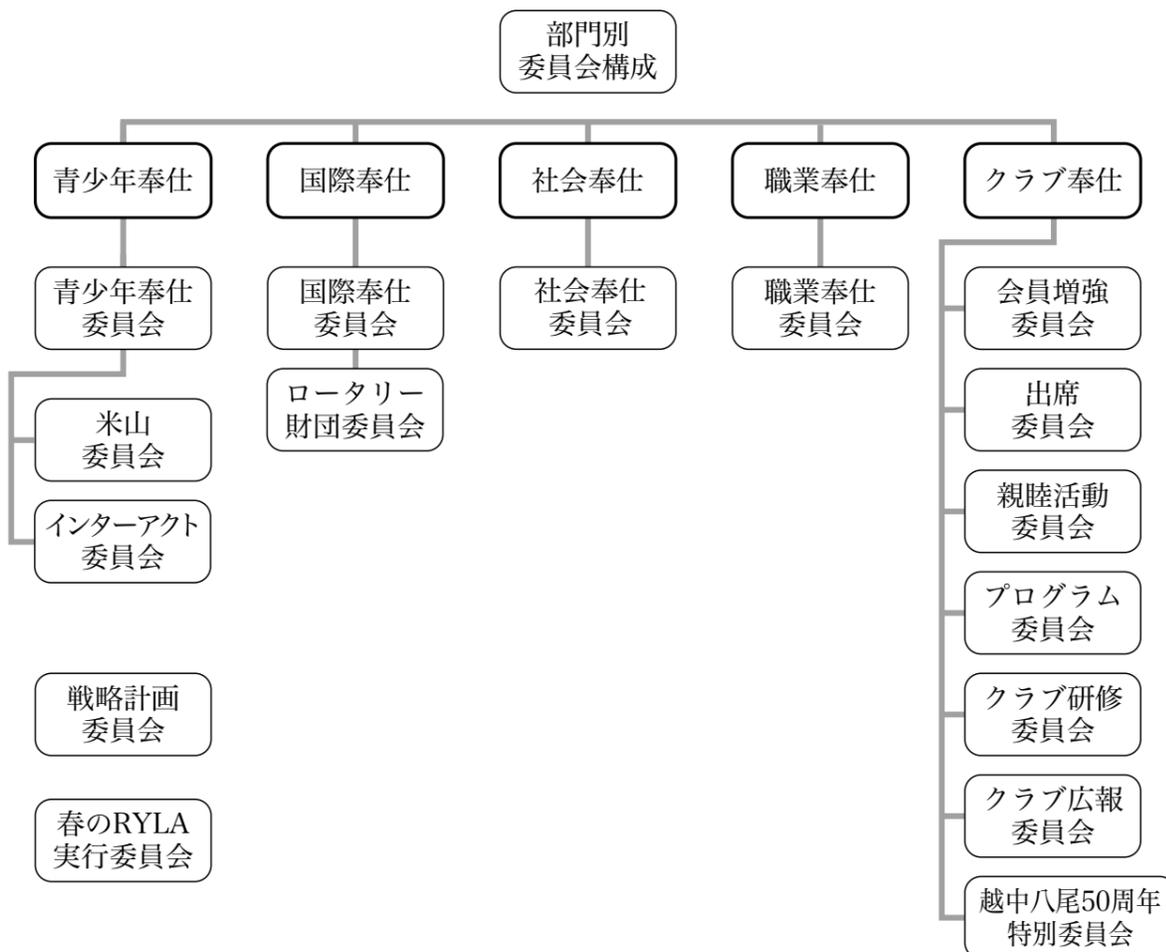
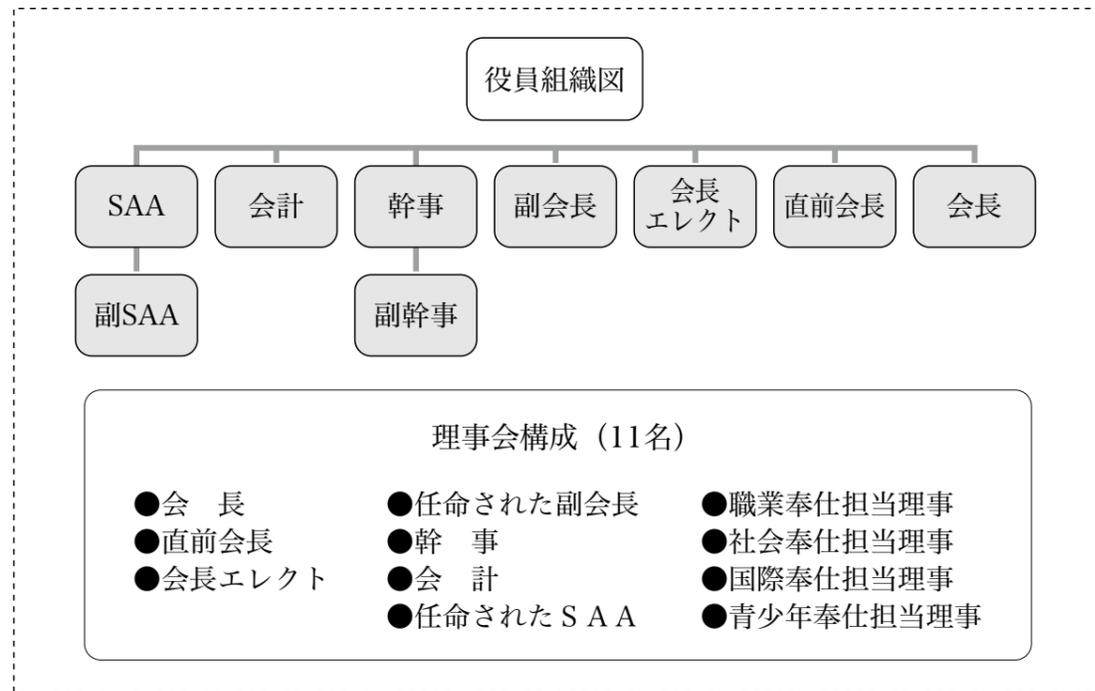
年度	会長	副会長	幹事	副幹事
1960～61	田中誠三郎	片岡兼二	柴谷好則	
1961～62	田中誠三郎	片岡兼二	柴谷好則	
1962～63	杉本萬五郎	中村忠夫・影山光二	仲谷常次	大東英一
1963～64	中村忠夫	青木豊隆	長谷川善吾	戸田孝
1964～65	今川三郎	古藤敏夫	平野大太郎	戸田孝
1965～66	平野大太郎	西本幸生	戸田孝	片岡信雄
1966～67	青木豊隆	田中彰	戸田孝	杉本一三
1967～68	安田光憲	山階忠四郎	杉本一三	中野通雄
1968～69	永井武	戸田孝	杉本一三	片岡信雄
1969～70	長谷川善吾	杉山英治郎	片岡信雄	柏原俊夫
1970～71	戸田孝	杉本一三	山畑雅裕	谷村安脩
1971～72	渡辺奇敏	山口秀高	前田東	谷村安脩
1972～73	山口秀高	高井保雄	増田鼎	堀井繁寛
1973～74	高井保雄	天野昌利	堀井繁寛	佐野匡史
1974～75	天野昌利	杉本一三	柏原俊夫	佐野匡史
1975～76	田中彰	増田鼎	古川利行	当座幸男
1976～77	杉山英治郎	山畑雅裕	佐野匡史	柏原俊夫
1977～78	古藤敏夫	中西喜三郎	田中光雄	山田真吾
1978～79	杉本一三	田中純吉	永井敬二	神崎繁
1979～80	増田鼎	古川利行	吉川鹿雄	平松秀一
1980～81	藤本直	谷村安脩	当座幸男	板倉與兵衛
1981～82	辻合喜代太郎	柏原俊夫	平松秀一	坂上節哉
1982～83	山畑雅裕	佐野匡史	吉田八郎	安原源一・小川寛
1983～84	三木利雄	安原源一	坂上節哉	三岡嘉治
1984～85	田中純吉	古村桂	松本新太郎	森川勝
1985～86	吉川鹿雄	片岡信雄	板倉與兵衛	高木優一
1986～87	谷村安脩	植野重雄	木村義一	新居恒男
1987～88	柏原俊夫	平松秀一	橋本雄司	加藤安
1988～89	安原源一	吉田八郎	渡辺梓	坂本憲治
1989～90	古村桂	坂上節哉	山口幸雄	田中昌之

年度	会長	副会長	幹事	副幹事
1990～91	佐野清	岩田良三	小川寛	中西啓詞
1991～92	植野重雄	板倉與兵衛・吉川秀次郎	森川勝	池尻誠
1992～93	仲谷常次	松本新太郎・柴田英一	大槻美佐夫	永井忠
1993～94	平松秀一	三岡嘉治・小倉九蔵	田中昌之	今川憲治
1994～95	吉田八郎	木村義一・那須郷磨	高木優一	中川將
1995～96	坂上節哉	力石恒夫・吉成敏行	居相英機	後藤孝吉
1996～97	松本新太郎	森川勝・山口幸雄	加藤隆	原田正義
1997～98	板倉與兵衛	高木優一・今井博	中島孝夫	正野憲
1998～99	木村義一	橋本雄司・渡辺祥	中西啓詞	山田隆章
1999～2000	高木優一	小川寛・大槻美佐夫	坂本憲治	高橋一郎
2000～01	森川勝	田中昌之・居相英機	池尻誠	小山悦治
2001～02	山口幸雄	加藤隆・正田常雄	今川憲治	井川孝三
2002～03	橋本雄司	中西啓詞・中谷武男	中川將	小林成禎
2003～04	大槻美佐夫	後藤孝吉・池尻誠	奥田勝啓	尾山浩司
2004～05	中島孝夫	今川憲治・原田正義	下城圓	今西敦之
2005～06	居相英機	坂本憲治・高井榮彌	村本順三	久尾潤一郎
2006～07	後藤孝吉	奥田勝啓・吉田義行	高橋一郎	川田隆
2007～08	池尻誠	田中義明・鈴木脩弘	正野憲	吉本憲司
2008～09	今川憲治	小山悦治	井川孝三	野田重夫
2009～10	坂本憲治	村本順三	山本昌市	谷口俊文
2010～11	中西啓詞	中川廣次	山本勝彦	長竹浩
2011～12	小山悦治	菅野茂人	植健次	吉田法功
2012～13	井川孝三	山本昌市	田中康正	松村康司
2013～14	高井榮彌	山本勝彦・井川孝三	川田隆	水野雅由
2014～15	中川將	濱岡千寿郎	吉本憲司	稲田賢二
2015～16	村本順三	笠井実	飯田寛光	小谷逸朗
2016～17	山本昌市	田中康正	山陰恭志	中西広美
2017～18	菅野茂人	宇野泰正	長竹浩	幡田賀紀

7. 会員年齢構成 平均 62.70歳 最低 38歳 最高 91歳

30代 1名 50代 21名 70代 11名 90代 1名
 40代 7名 60代 10名 80代 3名

8. 組織表



役員		理事
会長	菅野茂人	菅野茂人
直前会長	山本昌市	山本昌市
会長エレクト	山本勝彦	山本勝彦
副会長	宇野泰正	宇野泰正
幹事	長竹浩	長竹浩
会計	新宮一誓	新宮一誓
S . A . A	吉田法功	吉田法功
補佐		飯田寛光
副幹事	幡田賀紀	児林秀一
副S . A . A	池尻誠	松井良介
	山口智士	野村俊隆
	吉本憲司	
	津田伸一	
	澁谷登志和	
	福田隆教	
	相馬康人	

9. 2017～2018年度 理事・役員・委員会構成表

	役員	副	理事・役員会構成
会長	菅野		菅野・山本(昌)・山本(勝) 宇野・長竹・新宮・吉田 飯田・児林・松井・野村
直前会長	山本(昌)		
会長エレクト	山本(勝)		
副会長	宇野		
幹事	長竹	幡田	
会計	新宮		
S A A	吉田	池尻・山口・吉本・津田・澁谷・福田・相馬	

委員会・担当理事	小委員会	委員長	副委員長	委員
クラブ管理運営委員会 宇野				
	会員増強委員会	田中	中川(廣)	飯田・松井・新宮 吉田・野村・児林
	出席委員会	稲田	寺坂	坂本
	親睦活動委員会	山本(昌)	山陰	中島・幡田・相馬 山本(隆)・藤田
	プログラム委員会	小谷	濱岡	高井・澁谷・児林
	クラブ研修委員会	中川(將)	西村	佐野・山本(義)
	クラブ広報委員会	柏木	相馬	中島・吉本
	越中八尾50周年特別委員会	澁谷	濱岡	松本・児林・小谷
職業奉仕委員会	飯田		笠井	戸田・山口・奥谷
社会奉仕委員会	児林		西村	村本・田中
国際奉仕委員会	松井		宮川	小山・小林
	ロータリー財団委員会	福田	奥谷	飯田
青少年奉仕委員会	野村		川田	稲田・田中
	米山委員会	大槻	山田	富田
	インターアクト委員会	中西(広)	西	吉田・大熊
クラブ戦略計画委員会	居相		井川	戸田・松本・佐野 中西(啓)・山本(昌)・菅野 山本(勝)・宇野・長竹

*米山奨学生カウンセラー 山田

*地区関係 R I D2660
 諮問委員会 戸田・松本
 研修委員会 池尻・井川
 ローターアクト委員会 田中・西
 インターアクト委員会 吉田・中西(広)
 ロータリー財団委員会 飯田
 職業奉仕委員会 笠井
 青少年奉仕委員会 川田・野村

八尾ロータリークラブ職業分類

2017年6月末現在

実業の部	大分類	中分類	
1 資源及びその関係	2 エネルギー関係	1 農業・園芸	
		2 漁業・水産業	
		3 石炭業・鉱油工業	
	3 建築関係	1 建設業・請負業	
		2 工事業・設備業	
	4 製造業及び配布業	1 金属加工業	11 化学工業
		2 船舶・航海用具	12 ゴム工業
		3 金物	13 食品工業
		4 計量・測定・分析機器	14 データ処理機器
		5 電気・電子工業	15 綿工業
6 自動車工業		16 家具・備品・家庭用品	
7 機械・装置		17 販売促進材料	
8 紙工業		18 学校教材	
9 ガラス工業			
10 プラスチック工業			
5 流通	1 貿易		
6 業務	1 印刷・出版	6 通信事業	
	2 警備	7 飲食	
	3 金融・保険	8 サービス業	
	4 不動産	9 葬儀	
	5 倉庫	10 小売業	
7 開発			
専門職業の部	1 法律	6 学校教育	
	2 経済	7 宗教	
	3 医療施設	8 団体	
	4 医師		
	5 薬学		

八尾ロータリークラブ職業分類表

実業の部

〔1. 資源及びその関係〕

中分類	小分類	正会員	
1 農業・園芸	1 園芸	稲田賢二 山田博義	
	2 造園		
	3 造園業		
2 漁業・水産業	1 漁業用ロープ		
3 石炭業・鉱油工業	1 石炭販売		
	2 石油販売		

〔2. エネルギー関係〕

〔3. 建築関係〕

1 建設業・請負業	1 建築	山本昌市 中川廣次 西村衛 澁谷登志和 菅野茂人 中西広美	新宮一誓
	2 建築設計		
	3 総合建設		
	4 塗装業		
	5 設計監理		
	6 建築コンサルタント		
	7 建築請負		
	8 建築資材リース		
2 工事業・設備業	1 ガス設備	柏木武生宜 飯田寛光 山本勝彦 吉田法功 濱岡千寿郎	
	2 空調設備		
	3 通信・信号工事		
	4 電機設備		
	5 めっき		

〔4. 製造業及び配布業〕

1 金属加工業	1 金属製品製造	富田宏	
	2 プレス加工		
	3 綿材加工		
	4 コンベア部品製造		
2 船舶・航海用具	1 船舶用品製造		
3 金物	1 建築金物製造		
4 計量・測定・分析機器	1 計量器製造		

中分類	小分類	正会員	
5 電気・電子工業	1 電気器具製造		
	2 電子部品製造		
6 自動車工業	1 自動車販売	山本隆一	
7 機械・装置	1 工業用炉	山本義治 寺坂哲之 村本順三	
	2 工作機械部品製造		
	3 製本機械		
	4 コンベア		
8 紙工業	1 紙管製造	井川孝三	
	2 紙器製造		
	3 紙加工		
9 ガラス工業	1 瓶製造		
	2 ガラス繊維加工		
	3 魔法瓶製造		
10 プラスチック工業	1 プラスチック製品製造	笠井実	
	2 プラスチック製品販売		
11 化学工業	1 化学薬品製造	松本新太郎 居相英機	
	2 界面活性剤製造		
	3 石鹼製造		
	4 無機工業薬品製造		
12 ゴム工業	1 工業用ゴム製造		
	2 工業精密部品製造・販売		
13 食品工業	1 飴菓子製造	中島孝夫 池尻誠 幡田賀紀 中西啓詞	
	2 洋菓子製造		
	3 和菓子製造		
	4 パン製造		
	5 穀物販売		
	6 米菓製造		
	7 乳製品製造		
	8 油脂製品製造		
	9 食品卸・ギフト		
14 データ処理機器	1 コンピューター関係サプライ		
15 綿工業	1 撚糸製造	津田伸一	
	2 繊維加工業		

中分類	小分類	正会員	
16 家具・備品・家庭用品	1 歯刷子製造	佐野 清	
	2 歯刷子販売		
	3 仏壇製造	長竹 浩	
	4 仏壇販売		
	5 ファスナー製造	中川 将	
	6 結納品		
	7 呉服販売		
17 販売促進材料	1 POPの加工及び販売		
18 学校教材		宇野 泰正	

〔5. 流通〕

1 貿易商	1 外国貿易		
-------	--------	--	--

〔6. 業務〕

1 印刷・出版	1 印刷	吉本 憲司	
	2 オフセット印刷		
	3 シール裁断		
2 警備	1 警備業	坂本 憲治	
3 金融・保険	1 銀行		
	2 保険	川田 隆	
	3 証券	小谷 逸朗	
4 不動産	1 ビル経営	戸田 孝	
	2 土地賃貸		
	3 不動産管理	山口 智士	
	4 不動産コンサルタント	松井 良介	
	5 不動産販売	西 秀樹	
5 倉庫	1 運輸倉庫	高井 榮彌 大槻 恭介	田中 康正
6 通信事業	1 電話事業		
7 飲食	1 レストラン	小山 悦治	
	2 給食	小林 成禎	
	3 料亭		
8 サービス業	1 洗車業		
	2 旅行斡旋業		
	3 音楽事務所		

中分類	小分類	正会員	
	4 貸切バス	山陰 恭志	
	5 人材派遣	宮川 清	
	6 環境衛生商品レンタル	福田 隆教	
9 葬儀	1 葬儀業	藤田 隆司	
10 小売業	1 眼鏡販売	大熊 勉	
	2 百貨店		

〔7. 開発〕

専門職業の部

1 法律	1 弁護士		
	2 司法書士		
	3 行政書士	野村 俊隆	
	4 社会保険労務士		
2 経済	1 税理士		
3 医療施設	1 公立病院		
	2 私立病院		
4 医師	1 内科医		
	2 外科医		
	3 小児科医		
	4 産婦人科医		
	5 耳鼻咽喉科医		
	6 歯科医		
	7 口腔外科医		
	8 矯正歯科医		
	9 物療科士		
5 薬学	1 薬剤師		
	2 医薬品製造		
	3 医薬品販売	奥谷 英一	
6 学校教育	1 大学		
	2 高等学校		
	3 幼稚園		
7 宗教	1 仏教		
8 団体	1 社会福祉	児林 秀一	相馬 康人
	2 政経文化研究所		

10. 2017～2018年度 会計予算

1. 委員会・管理部門

収入の部			
	前年度	本年度	
繰越金	2,440,743	2,275,324	
会費	274,000×57 15,618,000	274,000×60	16,440,000
入会金	100,000×3 300,000	100,000×8	800,000
ピジター徴収金	2,500×20 50,000	2,500×20	50,000
雑収入	20,000	20,000	
利息	2,500	2,500	
特別会費	0	0	
合計	18,431,243	19,587,824	

2. 奉仕部門

収入の部		
	前年度	本年度
繰越金	5,228,988	6,519,437
収入	3,500,000	3,500,000
利息	3,000	100
合計	8,731,988	10,019,537

3. その他の収入

	前年度	本年度
繰越金	19,662	604,674
60周年積立金	585,000	600,000
利息	12	12
合計	604,674	1,204,686

支出の部				
部門	委員会名	前年度	本年度	
委員会	クラブ 管理運営	会員増強	200,000	200,000
		出席	50,000	100,000
		親睦	1,600,000	1,600,000
		プログラム	300,000	300,000
		クラブ研修	100,000	100,000
		クラブ広報	1,300,000	1,500,000
	S A A	600,000	700,000	
	予備費	50,000	50,000	
小計①		4,200,000	4,550,000	

部門	項目	前年度	本年度
管理	会食費	4,300,000	4,600,000
	会場費	900,000	1,040,000
	貸借費	1,400,000	1,400,000
	給与	2,600,000	2,600,000
	退職積立金	0	0
	福利厚生費	450,000	450,000
	旅費	30,000	30,000
	備品費	30,000	30,000
	消耗品費	700,000	700,000
	図書費	10,000	10,000
	通信費	400,000	400,000
	印刷費	400,000	400,000
	慶弔費	385,000	475,000
	諸謝費	500,000	120,000
	研修費	150,000	150,000
	光熱費	100,000	100,000
	諸会議費	100,000	100,000
	雑費	50,000	50,000
	予備費	1,726,243	2,382,824
	特別会費	0	0
小計②		14,231,243	15,037,824
合計(①+②)		18,431,243	19,587,824

支出の部			
委員会名	前年度	本年度	
社会奉仕	1,200,000	1,700,000	
職業奉仕	400,000	600,000	
国際奉仕	500,000	550,000	
	ロータリー財団	50,000	50,000
		600,000	890,000
青少年奉仕	50,000	50,000	
	米山奨学	50,000	50,000
	インターアクト	750,000	750,000
予備費	5,181,988	5,429,537	
合計	8,731,988	10,019,537	

11. 2017～2018年度 行事予定表

月	日	クラブ行事
7	5	例会・理事会 大阪柏原・八尾東・八尾中央RC会長・幹事より表敬訪問
	7	八尾東RCへ表敬訪問
	11	大阪柏原RCへ表敬訪問 八尾中央RCへ表敬訪問
	12	例会・初親睦会 大阪フレンドRC会長・幹事より表敬訪問
	15	地区公共イメージ向上セミナー(大阪YMCA会館)
	19	例会
26	例会・大阪フレンドRCへ表敬訪問	
8	会員増強・新クラブ結成推進月間	
	2	例会・理事会
	3～6	インターアクト海外研修(香港・マカオ) リーダー研
	9	例会
	16	例会休会
	17～18	「自然の中で」(国立曾爾青少年自然の家)
23	例会	
30	例会	
9	基本的教育と識字率向上月間/ロータリーの友月間	
	2	地区ロータリー財団セミナー(大阪YMCA会館)
	6	例会・理事会
	13	例会 金光八尾高校文化祭
	20	例会 クラブ協議会(ガバナー補佐・エレクト)
	27	例会
10	経済と地域社会の発展月間/米山月間	
	4	例会・理事会
	7～9	秋のRYLAセミナー(ホスト:豊中RC)
	11	例会・ガバナー公式訪問
	18	例会
28～29	例会・親睦旅行	
11	ロータリー財団月間	
	1	例会・理事会
	8	例会
	10	地区大会・RI会長代理歓迎晩餐会(帝国ホテル)
	11	地区大会・本会議(NHKホール)
	15	例会
22	例会	
29	例会	
12	疾病予防と治療月間	
	6	例会・理事会
	13	忘年家族会
	20	例会(上半期)
27	例会休会	

1	3 10 17 24 31	職業奉仕月間 例会休会 例会・理事会 移動例会(シェラトン都ホテル) 例会 例会 例会
2	3 7 10 14 21 28	平和と紛争予防/紛争解決月間 地区補助金管理セミナー(大阪YMCA会館) 例会・理事会 地区チーム研修セミナー(大阪国際会議場) 例会 例会 例会
3	3 7 14 21 28	水と衛生月間 PETS(会長エレクト研修セミナー)(大阪国際会議場) 例会・理事会 例会 例会休会(祝日) 例会
4	4 7 14 18 25	母子の健康月間 金光八尾高校 入学式 例会・理事会 地区研修・協議会(ホスト:大阪南RC)(大阪国際会議場) 例会・・・IMロータリーデー 例会 例会
5	2 9 16 23 30	青少年奉仕月間 例会休会 春のRYLAセミナー(ホスト:八尾RC) 例会・理事会 例会 例会 例会
6	6 13 20 23~27 27	ロータリー親睦活動月間 例会・新旧合同理事会 例会・新旧合同クラブ協議会 例会 国際大会(カナダ・トロント) 例会(最終例会)

S. A. A

S A A 吉 田 法 功
副SAA 池 尻 誠
副SAA 山 口 智 士
副SAA 津 田 伸 一
副SAA 吉 本 憲 司
副SAA 渋谷 登志和
副SAA 福 田 隆 教
副SAA 相 馬 康 人

1. 基本方針

今年度テーマであります「和の心を持ち、魅力あるクラブライフを」に基づき今年度SAAでは、例会やその他会合で、会が秩序正しく楽しい魅力ある会場運営に務めます。

親睦委員会と協力し、来客や会員を笑顔で迎え入れられる委員会にしていきたいです。

2. 活動計画

(1) 例会場の設営

- ・月1回 工夫した座席指定をします。
- ・月初に演台及びテーブルに花を飾ります。
(花は、その月の誕生日の会員に贈呈)

(2) 食事の手配

- ・メールでの出欠確認をし、できるだけ食事が余らないよう努めます。

(3) ニコニコ箱

- ・自然に協力してもらえる工夫をします。(いろんな場面で写真を撮る)
- ・会員のコメントを重視し、わかりやすく報告する。

(4) 年次表彰及びお誕生日・節目のお祝い

- ・年次表彰は、会員が日頃使える品物を送る。
(在籍20・35・40年、盾)
- ・奥様の誕生日には、できる限り当日花を届ける。会員の誕生日には、数種類のお米を送る。
- ・還暦、古希、喜寿、傘寿の会員に記念品を贈呈。

クラブ管理運営委員会

委員長	宇野泰正
委員	田中康正
//	稲田賢二
//	山本昌市
//	小谷逸朗
//	中川 將
//	柏木武生宜
//	渋谷登志和

1. 基本方針

会員それぞれの会社にプラスになるロータリークラブのあり方を考え、出席することが楽しくなるクラブにしていきたいと思えます。

それには会員それぞれが持っている情報を出し合い、変化をもたらす。そして学びあって厳しい現実打ち勝っていく個性を身に着ける。

その結果として本年度会長方針である会員相互の“和の心”を持ち 全会員の役に立つクラブにしていきたいと思えます。

2. 活動計画

- (1) 会長方針に沿うよう最大努力する。
- (2) 各委員会の活動計画が完遂することに努力する。

会員増強委員会

委員長	田中康正
副委員長	中川廣次
委員	飯田寛光
//	松井良介
//	新宮一誓
//	吉田法功
//	野村俊隆
//	児林秀一

1. 基本方針

八尾ロータリークラブの更なる発展の為、増強と退会防止を実践すべくロータリー活動に於ける最重要課題である事を全会員に周知する。

又、委員会を充実させ事業実践に向けて定期的に委員会を開催する。

2. 活動計画

- (1) 異業種の会員との交流はロータリーの魅力の1つです。
職業分類を見直し入会勧誘の参考とする。
- (2) 増強退会防止に対する全会員の意思統一の為にインフォメーションとクラブフォーラムの実施。
- (3) 会長方針にもある「和の心を持ち、魅力あるクラブライフを」実現する為、他委員会の事業に参加協力をする。
- (4) 新会員の増強人数を8名とする。

出席委員会

委員長 稲田賢二
副委員長 寺坂哲之
委員 坂本憲治

1. 基本方針

クラブ会員としてホームクラブへの出席が重要です。

例会出席、各事業への参加により親睦と奉仕への理解が深まると思います。

SAA委員会、プログラム委員会と共に、魅力あるクラブライフを目指し、出席率の向上を図ります

2. 活動計画

- (1) 出席率100%例会を設定し、会員に協力をお願いする。
- (2) ホームクラブ100%出席、及びメイクアップを含めた皆出席された会員にクラブより褒賞を行います。

親睦活動委員会

委員長 山本昌市
副委員長 山陰恭志
委員 中島孝夫
// 幡田賀紀
// 相馬康人
// 山本隆一
// 藤田隆司

1. 基本方針

ロータリーでは、親睦と友情を深めながら奉仕を行い、奉仕を行いながら効果的な親睦が増進されます。そこから、さらに効果的な奉仕を生み出すという、ロータリーならではの、良きサイクルが営まれる事を、期待されております。しかし、ロータリーの親睦は往々にして、その目的をはき違えて、それ自体を目的とする傾向があります。

ロータリーの親睦も良心的なロータリアンの、「奉仕の理想」、を追求する為の一つ過程でもあります。そして、ロータリークラブは、親睦の中から奉仕の理念を生み出すクラブであり、親睦を促進すると共に、実践活動への活力源になるよう努力したいと思います。

会員皆様方のご協力の程よろしくお願い申し上げます。

2. 活動計画

(1) 委員会 例会、各行事の打ち合わせ、などその都度必要に応じて随時開催いたします。

(2) 初親睦会 7月12日(水) 京都方面にて。

(3) 秋の一泊二日親睦旅行 10月下旬。

(4) 忘年家族 12月13日(水) ヒルトンホテルにて。

(5) 春の日帰り親睦旅行 平成30年5月下旬定。

(6) 他の奉仕委員会の事業と協力支援し、親睦を深める。

(7) その他、親睦に関する一切の件。

プログラム委員会

委員長 小谷 逸朗
副委員長 濱岡 千寿郎
委員 高井 榮彌
// 澁谷 登志和
// 兎林 秀一

1. 基本方針

今年度の八尾ロータリークラブのスローガンは「和の心を持ち、魅力あるクラブライフを」です。毎週の例会の半分の時間を占める卓話についてはそのスローガンの実現のため大きな役割があると考えます。また八尾ロータリークラブの会員の意識向上のためにも卓話が大きな役割を果たしていると思います。

魅力ある卓話を計画し、会員全員が例会に参加したくなるようなプログラムを目指します。

2. 活動計画

- (1) 文化・スポーツ・宗教・政治等各分野から講師を招き、魅力ある例会を目指しプログラムを計画します。また各委員会とも協働し委員会のテーマに沿った講師を招聘します。
- (2) 会員の中から（元会員含む）卓話者を選び、会員向けに研修、研鑽の場を提供します。またパストガバナーに卓話をお願いしロータリークラブについても勉強する機会をつくります。
- (3) ロータリー特別月間においては各テーマの担当委員会に卓話をお願いします。

クラブ研修委員会

委員長 中川 將
副委員長 西村 衛
委員 佐野 清
// 山本 義治

1. 基本方針

RIの方針も大きく変わり会員の方々も理解しがたいところも見えます。

RIも各々のロータリークラブの特色を生かした、独自性、自主性、を求めていると思われまます。

わが八尾ロータリークラブも歴史と素晴らしい良き先輩方に恵まれ育った環境を育みながら会員各位や新人会員の研修を推進して行く所存です。

2. 活動計画

- (1) 変わりつつあるRI方針等、クラブ戦略会議の情報を会員各位が理解できるように、クラブフォーラムを開催する。
- (2) 新入会員向けのフォーラムを行う。
- (3) 例会の中でのクラブ研修を行うプログラムを組んでもらう。

クラブ広報委員会

委員長 柏 木 武生宜
副委員長 相 馬 康 人
委 員 中 島 孝 夫
// 吉 本 憲 司

1. 基 本 方 針

当委員会は、本年度会長のクラブテーマ「和の心を持ち、魅力あるクラブライフを」のもと、クラブ内外に八尾ロータリークラブの素晴らしさを周知し、クラブの認知度向上と会員拡大につながる活動を行います。

2. 活 動 計 画

- (1) 会報の作成及び発行
- (2) ホームページの運営・管理及びフェイスブックの更新
- (3) ロータリーの友の紹介
- (4) マイ・ロータリーの普及に向けた取り組み
- (5) 八尾ロータリークラブの紹介動画の作成・企画
- (6) 他委員会の活動の広報

越中八尾50周年特別委員会

委員長 澁 谷 登志和
副委員長 濱 岡 千寿郎
委 員 松 本 新太郎
// 児 林 秀 一
// 小 谷 逸 朗

1. 基 本 方 針

長年にわたり有好クラブである越中八尾ロータリークラブが本年度50周年を迎えるにあたり八尾ロータリークラブとしてどのような協力出来るかを委員会メンバー並びにクラブ全体に諮ります。

越中八尾ロータリークラブメンバー、八尾ロータリークラブメンバーが共に心に残る事業を展開していきます。

2. 活 動 計 画

- (1) 2017年の12月に開催予定の越中八尾ロータリークラブ50周年事業であるソフトバレーボール大会への参加協力
- (2) 2018年の3月14日に開催の越中八尾ロータリークラブ50周年記念式典への参加協力

職業奉仕委員会

委員長 飯田 寛 光
副委員長 笠井 実
委員 戸田 孝
// 山口 智 士
// 奥谷 英 一

1. 基本方針

職業奉仕を歴史的観点も含め、現在の有り様を議論したいと考えています。

なぜなら職業奉仕が本来「ロータリークラブの真髄」だからです。

社会奉仕や国際奉仕や青少年奉仕は世の中の様々な他団体に存在しますが、職業奉仕のみロータリークラブに存在するからです。

またRIに於いても「忘れ去られた奉仕部門」とも呼ばれた程、説明しにくいのが「職業奉仕」です。

このように分かりにくい「職業奉仕」を哲学的に掘り下げて、ロータリークラブ独自の魅力ある部門にしていきたいと思います。

2. 活動計画

- (1) 随時委員会を開催。
- (2) 例会に於いて卓話を数回行う。
- (3) クラブ研修委員会と協力し、クラブフォーラムや炉辺会議を開催する。
- (4) ロータリークラブにしか無い職業奉仕の考えを広め、会員増強に協力する。
- (5) プログラム委員会と協力し、卓話を企画する。

社会奉仕委員会

委員長 児林 秀 一
副委員長 西村 衛
委員 村本 順 三
// 田中 康 正

1. 基本方針

今年度の八尾ロータリークラブテーマと致しましては、「和の心を持ち、魅力あるクラブライフを」です。また2017～2018年度地区研修協議会の（社会奉仕）バズセッションテーマは「社会奉仕活動を通して地域に進化をもたらそう！」であります。本年、八尾ロータリークラブとして地域に密着し八尾市民がこころ温まり安心して安全な街づくりを推進して行きます。昨今世の中が歪み冷えこんできている中、「八尾の街に灯りを！」・「心にぬくもりを！」をテーマとし、（この街に住んでてほんまによかった、）（ずっと住みたいねん 八尾！）を社会奉仕委員会のスローガンとし奉仕活動に進化をもたらし魅力ある事業を致したく、本年度の事業計画を実施してまいります。

2. 活動計画

- (1) 八尾の街の活性化事業及び防犯活動に繋がるよう年末年始に近鉄八尾駅付近（仮設）での「八尾の街に灯りを！」（仮称）をテーマに、街かどにイルミネーション点燈活動を行ってまいります。
- (2) 生活困窮自立支援の中で引きこもり者が現在大変増えてきています。
八尾市の現状を見てみると15歳～39歳人口7万人からすると1200人の引きこもりがあります。学校不登校の原因として引きこもりの子供もおりますが、それらに尾を引いて社会に於いても引きこもりになる事例も多く見受けられています。これらの不登校、引きこもり者の生活環境整備・就労準備・就労訓練・就労体験・就労迄、段階を踏み、引きこもりを防ぎ就労支援を促す為、社会福祉協議会と連携し継続的に地域密着事業を行ってまいります。
- (3) 会員増強委員会と連携し会員増強に努めます。
- (4) プログラム委員会と協力し、卓話を企画する。

国際奉仕委員会

委員長 松井良介
副委員長 宮川清
委員 小山悦治
// 小林成禎

1. 基本方針

今年度国際奉仕委員会として、会長所信にあります「和の心を持ち、魅力あるクラブライフを」に基づき、我々の住む地域である、アジア諸国の貧困にスポットをあて、台湾東ロータリーと協力しあい、アジアの国と我が国とが、互いに和の心を持つことの出来る事業を、実現したいと考えております。

2. 活動計画

- (1) 姉妹クラブであります、台湾東ロータリーと共に、アジアの貧困をテーマに、貧困救済の一助となる事業を行うべく、まずは国の選別、実態の調査を行い、意義のある事業を展開していきたいと考えております。
- (2) プログラム委員会と協力し、卓話を計画する。

ロータリー財団委員会

委員長 福田隆教
副委員長 奥谷英一
委員 飯田寛光

1. 基本方針

会員の皆様のロータリー財団の活動の理解促進を進める。

2. 活動計画

- (1) ロータリー財団を理解していただくための卓話
- (2) 年次基金として一人当たり150ドルの寄付
- (3) ポリオプラス基金として一人当たり50ドルの寄付
- (4) ベネファクターを会員から1名以上

青少年奉仕委員会

委員長 野村俊隆
副委員長 川田隆
委員 田中康正
// 稲田賢二

1. 基本方針

本年度、青少年奉仕委員会では、クラブテーマ「和の心を持ち、魅力あるクラブライフを」に基づき、まず委員会メンバーの和を深め、委員会一体となって青少年事業に関わっていきたいと思います。

曾爾高原での野外活動につきましては、事業を改めて検証し、より良いものになるよう努めます。

また、本年度は八尾ロータリークラブが春のRYLAの主管を務めることとなりました。青少年に関わる委員会として、積極的に役割を担っていきたいと思います。

2. 活動計画

- (1) 曾爾高原での野外活動
- (2) 八尾市教育委員会の事業への参加・協力
- (3) 地区主催の青少年事業への参加・協力
- (4) 子供食堂への参加・協力

米山委員会

委員長 大槻恭介
副委員長 山田博義
委員 富田宏

1. 基本方針

本年度はロータリー米山奨学委員会全国組織設立60年目、公益財団法人設立50周年の記念すべき年にあたります。米山奨学生がロータリークラブの活動や人との交流を深める機会を作り、人材育成のサポート役となるような一年にしたいと思います。

2. 活動計画

- (1) 特別寄付金の地域目標1人当たり(3万円)への理解と協力。
- (2) 米山月間での奨学生による卓話の実施。
- (3) 米山部門他委員会行事への参加、協力をを行う。

インターアクト委員会

委員長 中西広美
副委員長 西秀樹
委員 吉田法功

1. 基本方針

一人でも多くの生徒に入会参加して頂き、インターアクトクラブの素晴らしさを広め奉仕と国際理解及び親善を推進し健全な青少年の活動と育成を支援していきます。

また多くのロータリアンにも事業に参加して頂き活動の意義を広く理解して頂けるよう努めます。

2. 活動計画

海外研修で海外のインターアクターとの交流を図る中で国際理解と親善を深め国際的視野を持つリーダーの育成に寄与します。

- (1) 年次大会への参加と協力。
- (2) 新入生とともに親睦交流を深め、奉仕の精神と活動への動機づけを目標に行います。
- (3) インターアクトクラブの生徒たちとの合同奉仕活動を行います。

クラブ戦略計画委員会

名誉委員 パストガバナー 戸田 孝
委員長 元会長 居相 英機
副委員長 元会長 井川 孝三
常任委員 パストガバナー 松本 新太郎
元会長 佐野 清
元会長 中西 啓詞
役職委員 直前会長 山本 昌市
会長 菅野 茂人
会員増強担当 副会長 宇野 泰正
クラブ研修担当 幹事 長竹 浩
次年度会長 山本 勝彦
会長ノミニー

1. 基本方針（戦略計画委員会とは）

- (1) 地区戦略計画委員会が発足して2年、RI及びガバナー方針の基に地区戦略委員会の継続的活動が重要である。
- (2) クラブ戦略計画委員会は、複数年度に亘る中長期（3～5年）のクラブ運営の方向性を継続的に考える諮問機関的な委員会であり、クラブの最高決定機関はあくまでも理事会である。
- (3) 単年度では解決が困難な課題を複数年に亘り、取り組んでゆく活動が大勢を占めている。例えば、会員減少、高齢化、会員研修、財政問題、奉仕のあり方等は承知されいながら年度替わりにより方針が継続されず、継続的な活動目標が不明瞭にならないように取り組むべき活動内容となっている。
- (4) 八尾クラブ戦略計画委員会は複数年度に亘るクラブ方針や目標に対応できるように、委員会構成は「常任委員」と毎年入れ替わる「役職委員」からなります。

2. 活動計画

- (1) RI規定審議会から出てきた定款・細則変更の検討
- (2) 会員増強プロジェクトの応援と会員及び新会員の研修補佐
- (3) 一過性や単年度では解決できない問題の検討
- (4) その他

八尾ロータリークラブ定款

2013年7月施行

八尾ロータリークラブ定款

目 次

条	題 目	頁
1	定 義	定・細-2
2	名 称	定・細-2
3	クラブの所在地域	定・細-2
4	目 的	定・細-2
5	五大奉仕部門	定・細-2
6	会 合	定・細-3
7	会 員 身 分	定・細-3
8	職 業 分 類	定・細-4
9	出 席	定・細-4
10	理事および役員	定・細-5
11	入会金および会費	定・細-6
12	会員身分の存続	定・細-6
13	地域社会、国家および国際問題	定・細-8
14	ロータリーの雑誌	定・細-9
15	綱領の受諾と定款・細則の遵守	定・細-9
16	仲裁および調停	定・細-9
17	細 則	定・細-10
18	解 釈 の 仕 方	定・細-10
19	改 正	定・細-10

第1条 定 義

本条の語句は、本定款で使われる場合、他に明確に規定されない限り、次の意味をもつものとする。

1. 理事会：本クラブの理事
2. 細 則：本クラブの細則
3. 理 事：本クラブの理事会メンバー
4. 会 員：名誉会員以外の本クラブの会員
5. R I：国際ロータリー
6. 年 度：7月1日に始まる12ヶ月間

第2条 名 称

本会の名称は、八尾ロータリークラブとする。

第3条 クラブの所在地域

本クラブの所在地域は次の通りとする。

八尾市全域

第4条 目 的

ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むことにある。具体的には、次の各項を奨励することにある：

- 第1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること；
- 第2 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものにすること；
- 第3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、日々、奉仕の理念を実践すること；
- 第4 奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、平和を推進すること。

第5条 五大奉仕部門

ロータリーの五大奉仕部門は、本ロータリー・クラブの活動の哲学的および実地的な規準である。

1. 奉仕の第一部門であるクラブ奉仕は、本クラブの機能を充実させるために、クラブ内で会員が取るべき行動に関わるものである。
2. 奉仕の第二部門である職業奉仕は、事業および専門職務の道徳的水準を高め、品位ある業務はすべて尊重されるべきであるという認識を深め、あらゆる職業に携わる中で奉仕の理想を生かしていくという目的を持つものである。会員の役割には、ロータリーの理念に従って自分自身を律し、事業を行うことが含まれる。
3. 奉仕の第三部門である社会奉仕は、クラブの所在地域または行政区域内に居住する人々の生活の質を高めるために、時には他と協力しながら、会員が行うさまざまな取り組みから成るものである。
4. 奉仕の第四部門である国際奉仕は、書物などを読むことや通信を通じて、さらには、他国の人々を助けることを目的としたクラブのあらゆる活動やプロジェクトに協力することを通じて、他国の人々とその文化や慣習、功績、願い、問題に対する認識を培うことによって、国際理解、親善、平和を推進するために、会員が行う活動から成るものである。
5. 奉仕の第五部門である青少年奉仕は、指導力養成活動、社会奉仕プロジェクトおよび国際奉

仕プロジェクトへの参加、世界平和と異文化の理解を深め育む交換プログラムを通じて、青少年ならびに若者によって、好ましい変化がもたらされることを認識するものである。

第6条 会 合

第1節 例会

- (a) 日および時間：本クラブは、毎週1回、細則に定められた日および時間に、定例の会合を開かなければならない。
- (b) 会合の変更：正当な理由のある場合は、理事会は、例会を前回の例会の翌日から次の例会の前日までの間のいずれかの日または定例日の他の時間または他の場所に変更することができる。
- (c) 取消：例会日が一般に認められた祝日を含む国民の休日に当たる場合、またはクラブ会員が死亡した場合、または全地域社会にわたって流行病もしくは災害が発生した場合、または地域社会で武力紛争がクラブ会員の生命を脅かす場合、理事会は例会を取りやめることができる。理事会は、本項に明記されていない理由であっても、1年に4回まで例会を取りやめることができる。但し、本クラブが3回を越えて続けて例会を開かないようなことがあってはならない。

第2節 年次総会：役員を選出するための年次総会は、細則の定めるところに従い、12月31日までに開催されなければならない。

第7条 会員身分

第1節 全般的資格条件：本クラブは、善良な成人であって、職業上及び地域社会にあって良い世評を受けているものによって構成されるものとする。

第2節 種類：本クラブの会員の種類は正会員及び名誉会員の2種類とする。

第3節 正会員：R I 定款第5条第2節に定められた資格条件を有する者は、これを本クラブの正会員に選ぶことができる。(R I 定款第5条第2節についてはP.16を参照)

第4節 移籍ロータリアンまたは元ロータリアン：

- (a) 会員は、移籍する会員または元クラブ会員を正会員に推薦することができるが、被推薦者がかつて属していたクラブを退会する、または退会した理由は、本人がそのクラブの所在地域内またはその周辺地域でそのクラブにおいて本人が分類されていた職業分類の下に現実に職業活動に従事しなくなったということではなければならない。本節の下に正会員に推薦された移籍会員または元クラブ会員は元会員によって推薦されることもできる。選出によってクラブ会員の身分が職業分類の制限を一時的に超えることになっても、クラブに移籍会員または元クラブ会員の職業分類は、正会員に選出されることを妨げるものであってはならない。本クラブの会員候補者が、ほかのクラブの現会員または元会員であり、そのクラブに対して負債がある場合、この候補者は本クラブへの入会資格がない。本クラブは、ほかのクラブに対して金銭的債務がないことの書面による証明を提出するよう、会員候補者に要求することができる。移籍ロータリアンおよび元ロータリアンの正会員としての入会には、本節の下に、当該会員がかつて所属していたクラブの理事会から、同会員がそのクラブの会員であったとの証明を受理することを条件とするものである。
- (b) 現会員または元会員。本クラブは、ほかのクラブから要請があった場合、ほかのクラブの会員候補者として考慮されている本クラブの現会員または元会員が、本クラブに対して金銭的債務を負っているかどうかを記した文書を提供するものとする。

第5節 二重会員：同時に、本クラブと別のクラブにおいて、正会員になることはできない。いかなる人も本クラブにおいて正会員であると同時に名誉会員の資格を保持することはできない。また、いかなる人も本クラブの正会員であると同時にローターアクトクラブの会員になることはできない。

第6節 名誉会員

- (a) 名誉会員の資格条件：ロータリーの理想推進のために称賛に値する奉仕をした人およびロー

タリーの目的を末永く支援することでロータリーの友人であるとみなされた人を本クラブの名誉会員に選挙することができる。かかる会員の身分の存続期間は、理事会によって決定されるものとする。その人は、二つ以上のクラブで名誉会員身分を保持できる。

- (b) 権利および特典：名誉会員は、入会金および会費の納入を免除されるが、投票権を持たず、クラブのいかなる役職にも就くことができない。名誉会員は、職業分類を保持しないが、本クラブのあらゆる会合に出席することができ、その他クラブのあらゆる特典を享受することができる。本クラブの名誉会員は、他のクラブにおいては、いかなる権利または特典も認められないものとする。但し、ロータリアンの来賓としてではなく他のクラブを訪問する権利はある。

第7節 公職に就いている人：一定の任期の間選挙または任命によって公職にあるものは、当該公職の職業分類の下に本クラブの正会員となる資格を有しないものとする。この制約は、学校、大学その他の教育施設に奉職する者または裁判官に選挙もしくは任命された者には適用されない。会員で一定の任期を持った公職に選挙または任命された者は、その公職に在任中、以前に職業分類の下に、引き続き会員としての身分を保持することができる。

第8節 R I の職員：本クラブは、R I に雇用されている人を会員として保持できる。

第8条 職業分類

第1節 一般規定

- (a) 主な活動：各会員は、その事業または専門職務に従って分類されるものとする。職業分類は本人の所属する会社、企業、団体の主要かつ一般世間がそのように認めている事業活動を示すものか、または、本人の主たるかつまた一般世間がそのように認めている事業または専門職務を示すものか、本人の社会活動の種類を示すものでなければならない。
- (b) 是正または修正：理事会は正当な理由がある場合、在籍中の会員の職業分類を是正または修正することができる。是正または修正の提案については、当該会員に対して然るべき予告を与えられ、その会員には、これに対して聴聞の機会が与えられなければならない。

第2節 制限：5名またはそれ以上の正会員がいる職業分類からは、正会員を選出してはならない。ただし、会員数が51名以上のクラブの場合は、同一職業分類に属する正会員がクラブ正会員の10%より多くならない限り、その職業分類の下に正会員を選出することができる。引退した会員は、その職業分類に属する会員総数に含めてはならない。選出によってクラブ会員の数が職業分類の制限を一時的に超えることになっても、クラブの移籍会員または元クラブ会員あるいは、R I 理事会によって定義されたロータリー財団学友の職業分類は、正会員に選出されることを排除するものであってはならない。会員が職業分類を変更した場合、クラブはこれらの制限にかかわらず、同会員の会員身分を新しい職業分類の下で継続することができる。

第9条 出 席

第1節 一般規定：各会員は本クラブの例会に出席し、本クラブの奉仕プロジェクト、その他の活動に参加するべきものとする。会員が、ある例会に出席したものとみなされるには、その例会時間の少なくとも60%に出席するか、または会合出席中に不意にその場を去らなければならない場合、その後その行為が妥当であるとクラブ理事会が認める理由を提示するか、または、次のような方法で欠席をメイクアップしなければならない。

- (a) 例会前後の14日間：例会の定例の時の前14日または14日以内に、
 - (1) 他のロータリークラブまたは仮クラブの例会の少なくとも60%に出席すること。または、
 - (2) ローターアクト・クラブ、インターアクト・クラブ、またはロータリー地域社会協同隊、ロータリー親睦活動、あるいは仮ローターアクト・クラブ、仮インターアクト・クラブまたは、仮ロータリー地域社会協同隊、仮親睦活動の例会に出席すること。または、
 - (3) R I 国際大会、規定審議会、国際協議会、R I 元並びに現役員のためのロータリー研究会、R I 元、現ならびに次期役員のためのロータリー研究会、またはR I 理事会、またはR I 理事会を代行するR I 会長の承認を得て招集された他の会合、ロータリー合同ゾーン大会、

R I の委員会会合、ロータリー地区大会、ロータリー地区研修協議会、R I 理事会の指示の下に開催された地区会合、地区ガバナーの指示の下に開催された地区委員会、または正式に公表されたロータリークラブの都市連合会に出席すること。また、

- (4) 他クラブの例会に出席の目的をもってそのクラブの例会定刻に定例会場に赴いたとき、当該クラブが定例の時間または場所において例会をひらいていなかった場合。または、
- (5) 理事会承認のクラブの奉仕プロジェクトまたはクラブが提唱した地域社会の行事や会合に出席および参加すること。または、
- (6) 理事会の会合、または理事会が承認した場合、選任された奉仕委員会の会合に出席すること。または、
- (7) クラブにウェブサイトを通じて、平均30分の参加が義務づけられた相互参加型の活動に参加すること。

会員が14日以上にわたり海外で旅行している場合、会員が旅行中他国で例会に出席するならば、メイクアップ期間に拘束されない。このような出席は、会員の海外旅行中欠席した例会のメイクアップとして有効とみなされる。

(b) 例会時において：例会のときに、

- (1) 本節(a)項の(3)にあげた会合の一つに出席のため、適切な直行日程による往復の途次にある場合。または、
- (2) R I 役員、委員、ロータリー財団管理委員がロータリーの職務に携わっている場合。または、
- (3) 地区ガバナーの特別代表として、新クラブ結成中、ロータリーの職務に携わっている場合。または、
- (4) R I に雇用されている者が、ロータリーの職務に携わっている場合。または、
- (5) メイクアップする機会ができないような僻遠の地で、地区、R I またはロータリー財団の提唱する奉仕プロジェクトに直接かつ積極的に従事している場合。または、
- (6) 理事会が正当に承認したロータリー職務に従事していて例会に出席できない場合。

第2節 転勤による長期の欠席：会員が転勤先で長期にわたって実際に業務に従事している場合、会員の所属クラブと転勤先の指定クラブ間の合意があれば、会員は勤務先における指定クラブの例会への出席が所属クラブの出席の代わりとなる。

第3節 出席規定の免除：次のような場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

- (a) 理事会の承認する条件と事情による欠席の場合。理事会は、正当かつ十分な理由による会員の欠席を認める権限を持つ。このような出席規定の適用の免除は、最長12ヶ月間までとする。ただし、健康上の理由から12ヶ月間を超えて欠席となる場合は、理事会が改めて、当初の12ヶ月の後に、さらに一定期間の欠席を認めることができる。そのような健康上の理由による欠席は、クラブの出席記録上で欠席として算入されないものとする。
- (b) 一つまたは複数のロータリー・クラブのロータリー歴と会員の年齢の合計が85年以上であり、さらに出席規定の適用を免除されたい希望を、書面をもって、クラブ幹事に通告し、理事会が承認した場合。

第4節 R I 役員の欠席：会員が現役のR I 役員である場合、その会員に対する出席規定の適用は免除されるものとする。

第5節 出席の記録：本条第3節(a)の下に出席規定の適用を免除された会員がクラブ例会を欠席した場合、その会員と会員の欠席は、出席記録に含まれないものとする。本条第3節(b)または第4節の下に出席規定の適用を免除された会員がクラブ例会に出席した場合、その会員と会員の出席は、本クラブの出席率の算出に使う会員数と出席者数に含まれるものとする。

第10条 理事および役員

第1節 管理主体：本クラブの管理主体は、細則の定めるところによって構成される理事会とする。

第2節 権限：理事会は全役員および全委員会に対して総括的管理権を持つものとし、正当な理由ある場合は、そのいずれをも罷免することが出来る。

第3節 理事会による最終決定：クラブのあらゆる事項に関する理事会の決定は最終的なもので

あって、クラブに対して提訴する以外にはこれを覆す余地はない。しかしながら、会員身分の終結の決定に関しては、会員は第12条第6節の規定に従って、クラブに提訴するか調停または仲裁に訴えることができる。このような提訴の場合、提訴の対象となった決定は、理事会が指定した例会において、定足数の出席を得て、その出席会員の3分の2の投票によってのみ覆すことができるものとする。そして当該例会の少なくとも5日前の、当該提訴の予告が、幹事により各会員に対して与えられていなければならない。もし提訴が行われた場合は、クラブの決定が最終決定となる。

第4節 役員：クラブの役員は、会長、直前会長、会長エレクト、幹事、会計とし、1名または数名の副会長、および会場監督を役員に含めることができる。このうち、会長、直前会長、会長エレクト、副会長（任命された場合）、および幹事は、全員理事会メンバーとする。また、会計、および会場監督（任命された場合）は、細則の定めるところに従って、理事会のメンバーとすることができる。

第5節 役員選挙

- (a) 会長を除く役員の任期：各役員はクラブの細則の定めるところに従って選挙されるものとする。会長を除き、各役員は選挙された直後の7月1日に就任し、選挙された任期中または後任者が然るべく選挙されかつ適格となるまで在任するものとする。
- (b) 会長の任期：会長は細則の定めるところに従って、就任する直前の18ヶ月以上2年以内に選挙されるものとし、選挙された時点から、会長ノミニーを務めるものとする。会長ノミニーは、会長として就任する前の年度の7月1日に会長エレクトの役職名が与えられるものとする。会長は7月1日に就任し、1年間、または後任者がしかるべく選挙されて適格となるまで、その職務に当たるものとする。
- (c) 資格要件：各役員および各理事は、いずれも本クラブの瑕疵なき会員でなければならない。クラブ会長の候補者は、指名に先立つ少なくとも1年間、当クラブの会員であるものとする。ただし、1年未満であっても、当該会員の奉仕がこの要件の趣旨を満たしていると地区ガバナーが判断した場合は例外となる。会長エレクトはガバナーエレクトから特に免除されない限り、会長エレクト研修セミナーと地区研修協議会に必ず出席しなければならない。免除された場合は、所属クラブによって指名された代理を必ず派遣しなければならない。この代理人は会長エレクト本人に対し結果報告するものとする。会長エレクトが、ガバナーエレクトからの免除を受けずに、会長エレクト研修セミナーおよび地区研修協議会に出席しない場合、あるいは、免除されても指定の代理をこれらの会合に派遣しなかった場合、かかる会長エレクトはクラブ会長に就任出来ないものとする。このようなことが起こった場合、会長エレクト研修セミナーおよび地区研修協議会、もしくはガバナーエレクトが十分であるとみなした研修に出席した後任者が正式の手続きによって選挙されるまで、現会長がクラブ会長を継続して務めるものとする。

第11条 入会金および会費

すべての会員は、細則の定める入会金および年会費を納入しなければならない。但し、第7条第4節(a)に従い、本クラブの会員として受け入れられた移籍会員、他クラブに属していた元会員、あるいは本クラブに再入会する本クラブ元会員は、2度目の入会金の納入を義務づけられないものとする。本クラブの会員として受け入れられ、入会の前2年以内にローターアクトとしての会員身分を終了したローターアクターには入会金の支払いが義務づけられないものとする。

第12条 会員身分の存続

第1節 期間：会員身分は、次に定めるところによって終結しない限り、本クラブの存する間存続するものとする。

第2節 自動的終結

- (a) 会員資格条件：会員が、会員の資格条件に欠けるようになったとき、会員身分は自動的に終結するものとする。但し、

- (1) 理事会は会員が本クラブの所在地域またはその周辺地域外に移転する場合、新しい地域社会にあるロータリークラブを訪問して知り合いになってもらうために1ヵ年以内の期間に限って、出席義務規定の特別免除を与えることが出来る。但しこの場合、同会員は引き続きクラブ会員たるすべての条件を満たしていることが前提である。
- (2) 理事会は本クラブの所在地域またはその周辺地域外に移転する会員の会員身分を保持できる。但し、同会員は引き続きクラブ会員たるすべての条件を満たしていることが前提である。
- (b) 再入会：会員の会員身分が本節(a)項の規定によって終結した場合、終結時におけるその会員の身分が瑕疵なきものであれば、同人は同じ職業分類または別の職業分類の下に、新たに入会申込をすることができる。2度目の入会金の納入は義務づけられないものとする。
- (c) 名誉会員の会員身分の終結：名誉会員の会員身分は、理事会が決定した期間の終了をもって自動的に終結する。しかしながら、理事会は名誉会員身分の期間を更に延長することができる。理事会はいつでも名誉会員身分を取り消すことができる。

第3節 終結—会費不払

- (a) 手続き：所定の期限後30日以内に会費を納入しない会員に対しては、その分かっている最新の宛先に、幹事が書面をもって催告しなければならない。催告の日付け後、10日以内に会費が納入されなければ、理事会の裁量に従って会員身分を終結しても差し支えない。
- (b) 復帰：理事会は、その嘆願がありかつクラブに対する同人のすべての負債が完済されれば、元会員を会員身分に復帰させることができる。しかしながら、同人の以前の職業分類が本定款の第8条第2節に適用していない場合はいかなる元会員も正会員に復帰させることはできない。

第4節 終結—欠席

- (a) 出席率：会員は
 - (1) 年度の各半期間において、メイクアップを含むクラブ例会出席率が少なくとも50%に達しているか、クラブのプロジェクト、その他の活動に少なくとも12時間参加していなければならない。または、バランスのとれた割合でその両方を満たしていなければならない。
 - (2) 年度の各半期間に、本クラブの例会総数のうち少なくともその30%に出席、またはクラブのプロジェクトに参加しなければならない。(R I理事会によって定義されたガバナー補佐はこの義務を免除されるものとする。)

会員が規定通り出席できない場合、その会員身分は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、終結することができる。

- (b) 連続欠席：会員の会員身分は理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、または第9条第3節もしくは第4節に従う場合を除き、連続4回例会に出席せず、またメイクアップもしていない場合、クラブ理事会は、その欠席がクラブ会員身分の終結を要請していると考えられる旨通知するものとする。その後、理事会は過半数によって会員の会員身分を終結することができる。

第5節 他の原因による終結

- (a) 正当な根拠：理事会はいかなる会員も、本クラブの会員としての資格条件に欠けるようになった場合は、もしくは他に十分と認められる根拠があれば、特にその目的のために招集された理事会の会合において、出席している全投票理事の3分の2を下らない賛成投票によって、その会員身分を終結することができる。本会合の指針となる原則は、第7条の第1節、「四つのテスト」、及びロータリークラブ会員として持つべき高い倫理基準とする。
- (b) 通知：本節(a)項の下に会員身分を終結する前に、当該会員はかかる懸案案件について、少なくとも10日間の予告を書面によって与えられ、理事会にたいして書面による答弁を提出する機会を与えられなければならない。また理事会に出頭て、自分の立場を釈明する権利を持つものとする。かかる予告の通達は配達証明便、または書留郵便によって、分かっている最新の宛先に送付されなければならない。
- (c) 職業分類の充填：本節の規定によって理事会が正会員の会員身分を終結した場合、もし提訴

があれば、これに対する聴聞の期限が切れて本クラブの決定または仲裁人の決定が発表されるまでは、本クラブは当該会員のもっていた職業分類の下に新しい会員を選挙してはならない。但し、たとえ終結に関する理事会の決定が覆されても、新会員の入会によって同一職業分類に属する会員の制限を越えない場合はこの限りではない。

第6節 会員身分の終結に提訴または調停、仲裁を求める権利

- (a) 通知：幹事は、理事会決定後7日以内に、その理事会の会員身分を終結させる決定を、書面をもって当該会員に通知しなければならない。その会員は通告の日付後14日以内に、幹事に対する書面をもって、クラブに提訴するか、調停を要請するか、もしくは第15条に定める仲裁に訴えるか、いずれかの意思にあることを通知することができる。
- (b) 提訴に対する聴聞の期限：提訴する場合は、提訴を通告する書面を受理してから21日以内に行われるべきクラブの例会において、当該提訴の聴聞を行うために、理事会はその日取りを決定しなければならない。例会およびその例会で行う特別案件について、少なくとも5日間の予告が書面をもって、全会員宛に与えなければならない。提訴が聴聞される場合には、会員のみが出席するものとする。
- (c) 調停もしくは仲裁：調停もしくは仲裁に使用される手続は第16条に規定された通りである。
- (d) 提訴：もし提訴が行われた場合は、クラブの決定が最終決定となり、当事者すべてを拘束するものとなり、仲裁を要することはできない。
- (e) 仲裁人または裁定人の決定：もし仲裁が要求され、仲裁人によって下された決定もしくは両仲裁人が合意に達し得なかった場合、裁定人による決定が最終であって、当事者すべてを拘束するものとなり、提訴することはできない。
- (f) 調停の失敗：調停を要求したが、調停に失敗した場合、本節
 - (a) 項の規定に従い会員はクラブに提訴するか、仲裁に訴えることが出来る。

第7節 理事会による最終決定：もしクラブに対する提訴も行われず、仲裁も要求されなかった場合は、理事会の決定は最終決定となる。

第8節 退会：いかなる会員も、本クラブからの退会申出は書面をもって行い（会長または幹事宛）、理事会によって受理されなければならない。但し、当該会員の本クラブに対するすべての負債が完済されていることを前提とする。

第9節 資産関与権の喪失：いかなる理由にせよ、本クラブの会員身分を終結された者は、すべて本クラブに入会した時点で地元の法律の下でその会員がなんらかの権利を得ていた場合、本クラブに属するいかなる資金その他の財産に対しても、あらゆる関与権を喪失するものとする。

第10節 一時保留：本定款のいかなる規定にもかかわらず、理事会の見解において、

- (a) 会員が、本定款に従うことを拒否または怠った、あるいは会員としてふさわしくない振る舞い、またはクラブに害をもたらすような振舞いをしたという信憑性のある告発があった場合、および、
 - (b) 立証された場合、これらの告発が、当該会員の会員身分を終結するのに正当な理由となる場合、および、
 - (c) 当該会員がその結果を待つ間、または理事会が適切と考える措置が取られるまでは、当該会員の会員身分に関していかなる措置も取らないことが望ましいとされる場合、および、
 - (d) クラブの最善の利益のために、当該会員の会員身分に対する票決を取ることなく、当該会員の会員身分を一時保留とし、当該会員が例会やそのほかの本クラブの活動への出席や、本クラブのいかなる役職や任務からも除外されるべきである場合（本項の目的のため、当該会員は出席義務を免除されるものとする）、
- 理事会は、その3分の2以上の賛成票によって、理事会の決定する期間と追加条件に従い（ただし、いかなる場合も、正当に必要であるとみなされる期間内で）、前述の通り会員の会員身分を一時保留とすることができる。

第13条 地域社会、国家および国際問題

第1節 適切な主題：地域社会、国家および世界の一般福祉にかかわる公共の問題の功罪は、本ク

ラブ会員にとって関心事であり、会員の啓蒙となり各自が自己の意見を形成する上で、クラブ会合における公正かつ理解を深める研究および討議の対象として適切な主題というべきである。しかしながら、クラブはいかなる係争中の公共問題についても意見を表明してはならない。

第2節 支持の禁止：本クラブは公職に対するいかなる候補者も支持または推薦してはならない。またいかなるクラブ会合においても、かかる候補者の長所または短所を討議してはならない。

第3節 政治的主題の禁止

(a) 決議および見解：本クラブは、政治的性質をもった世界問題または国際政策に関して、討議しない見解を、採択したり配布してはならない。またこれに関して行動を起してはならない。

(b) 嘆願：本クラブは、政治的性質をもった特定の国際問題の解決のために、クラブ、国民、政府に対して嘆願してはならない。また書状、演説、提案を配布してはならない。

第4節 ロータリーの発祥を記念して：ロータリーの創立記念日（2月23日）の週は、世界理解と平和週間と呼称する。この1週間は、本クラブはロータリーの奉仕活動を祝い、これまでの業績を振り返り、地域内と世界中で、平和、理解、親善のためのプログラムに重点を置く。

第14条 ロータリーの雑誌

第1節 購読指定：R I 細則に従って、本クラブがR I 理事会によって、本状規定の適用を免除されていない場合、各会員は、会員身分を保持する限りR I の機関雑誌またはR I 理事会から本クラブに対して承認並びに指定されている地域的なロータリー雑誌を購読しなければならない。購読の期間は、6ヶ月を1期として取り扱い、本クラブの会員となっている限り継続し、1期中途で会員でなくなった場合にはその期の末日をもって終わるものとする。

第2節 購読料：購読料は、半年ごとに、クラブが、その前払い金を会員から徴収し、R I の事務局にまたはR I 理事会の指定によって購読することになった地域的出版物の発行所に送金しなければならない。

第15条 綱領の受諾と定款・細則の遵守

会員は、入会金と会費を支払うことによって、綱領の中に示されたロータリーの原則を受諾し、本クラブの定款・細則に従い、その規定を遵守し、これに拘束されることを受諾するものとする。そしてこれらの条件の下においてのみ、会員は本クラブの特典を受ける事が出来る。各会員は定款・細則の印刷物を受け取ったかどうかにかかわらず、定款・細則の条項に従うものとする。

第16条 仲裁および調停

第1節 意見の相反：理事会の決定に関すること以外で、現会員または元会員と本クラブ、クラブ役員、または理事会との間に意見の食い違いが起り、このような場合のために規定されている手続きによっては、どうしても解決できない場合、その問題は論争当事者のいずれかが幹事に要請し、調停によって裁定を行うか仲裁によって解決をはかるものとする。

第2節 調停または仲介の期限：調停または仲裁の場合、理事会は論争当事者と協議して、調停または仲裁の要請を受理してから21日以内に行われるよう、調停または仲裁の日取りを決定しなければならない。

第3節 調停：このような調停の手続きは、国もしくは都道府県に対し管轄権を有する関係当局によって承認されたものであるか、または代替の争議の解決方法を含む専門知識に定評のある優れた専門職団体によって推薦されたものであるか、または国際ロータリー理事会もしくはロータリー財団管理委員会が定めて指針文書によって勧められるものとする。調停人にはロータリークラブの会員のみが指定されることが出来る。クラブは適切な調停技能と経験を有するロータリークラブの会員を任命するよう地区ガバナーもしくはガバナーの代表人に要請することができる。

(a) 調停の結果：調停によって当事者同士が合意に達した結果もしくは決定は、記録されるものとし、各当事者ならびに調停人がその記録をそれぞれ保管するものとする。さらに、理事会にも記録を1部提出し幹事がそれを保管するものとする。クラブへの報告のために、当事者が承諾できる結果の要約文を作成するものとする。当事者の一方が調停内容を十分に履行し

なかった場合、もう一方は会長または幹事を通じて、さらに調停を要請する事が出来る。

(b) 調停の失敗：調停を要求したが、調停が失敗した場合、論争当事者は本条の第1節に定める仲裁に訴える事が出来る。

第4節 仲裁：仲裁が要請された場合、両当事者はそれぞれ1名の仲裁人を指定しなければならない。裁定人または仲裁人にはロータリークラブの会員のみが指定されることが出来る。

第5節 仲裁人または裁定人の決定：もし仲裁人が要求され、仲裁人によって合意に達した決定もしくは両仲裁人が意見の一致を見なかった場合、裁定人による決定が最終であって、当事者すべてを拘束するものとなり、提訴する事は出来ない。

第17条 細則

本クラブは、R I の定款・細則、R I によってR I の管理上の地域単位が認められている場合にはその手続規則、および本定款と矛盾しない細則を採用しなければならない。細則は、本クラブの管理のために、さらに追加規定を認めるものとする。同細則は、細則中に定められているところに従って随時改正する事が出来る。

第18条 解釈の仕方

「郵便」「郵送」および「郵便投票」という用語には、経費を節約し応答を頻繁にするために、電子メール（Eメール）およびインターネット・テクノロジーの活用が含まれるものとする。

第19条 改正

第1節 改正の方法：本条第2節に規定されている場合を除き、本定款は、規定審議会によってのみ改正できる。その方法については、

R I 細則の改正について同細則で定めているものと同じとする。

第2節 第2条と第3条の改正：定款の第2条（名称）および第3条（クラブの所在地域）は、定足数を満たした数の会員が出席した本クラブの例会においていつでも出席している全投票、会員の最低3分の2の賛成投票によって改正する事が出来る。但し、当該改正案の通告が、これを議する例会の少なくとも10日前に各会員及びガバナーに郵送されなければならない。そしてさらに、かかる改正は、R I 理事会に提出してその承認を求めなければならない。その承認があつて初めてその改正は効力を発するものとする。

八尾ロータリークラブ細則

2013年7月1日

八尾ロータリークラブ細則

目次

条	題 目	頁
1	定 義	定・細-12
2	理 事 会	定・細-12
3	理事および役員選挙	定・細-12
4	役 員 の 任 務	定・細-13
5	会 合	定・細-13
6	入会金および会費	定・細-14
7	採 決 の 方 法	定・細-14
8	奉 仕 部 門	定・細-14
9	委 員 会	定・細-14
10	委員会の任務	定・細-15
11	出席義務規定の免除	定・細-16
12	財 務	定・細-16
13	会員選挙の方法	定・細-17
14	決 議	定・細-17
15	例会議事の順序	定・細-17
16	改 正	定・細-18
17	発 効	定・細-18
八尾ロータリークラブ細則 内規		
	第1条第1節に関する内規	定・細-19
	第5条第2節に関する内規	定・細-19
	慶弔規定	定・細-19

第1条 定 義

1. 理事会:本クラブの理事会
2. 理 事:本クラブの理事会メンバー
3. 会 員:名誉会員以外の本クラブ会員
4. R I :国際ロータリー
5. 年 度:7月1日に始まる12ヶ月間

第2条 理 事 会

1. 本クラブの管理主体は、本クラブの会員11名からなる理事会とする。
すなわち会長、直前会長、会長エレクト、幹事、会計と、理事として任命された副会長および会場監督、本細則第3条第1節に基づいて選挙された4名以内の理事をもって構成する。
2. 同一の役職が数名選出され、もしくは1名が複数の役職を重任することにより総議決数が偶数となる場合は、八尾ロータリークラブ定款第10条第4節に定められた範囲において、理事会の裁量で議決権の付与を調整、決定するものとする。

第3条 理事および役員選挙

第1節

- (イ) 会長は、理事および役員を選出すべき年次総会の5週間前の例会において、候補者指名委員会(以下「指名委員会」という)を設けるため、9名の委員候補者氏名を発表し会員の賛成を得て委嘱し、委員長は委員の内より前々年度会長がその任にあたる。
- (ロ) 委員長は、直ちに「指名委員会」を招集して、次の案件を審議しなければならない。
 1. 次々年度の会長候補者指名に関する提案…現会長が、会長の資料および候補者名簿を「指名委員会」に提出する。
 2. 次年度の副会長・幹事・会計・会場監査(SAA)ならびに4名の理事候補者指名に関する提案…次年度会長エレクトが会員の資料および候補者名簿を「指名委員会」に提出する。
- (ハ) 「指名委員会」において審議決定された前記各候補者氏名は年次総会の2週間前の例会において「指名委員会委員長」により発表され、年次総会において賛否を問われるものとする。
- (ニ) 年次総会において、賛成過半数を獲得した候補者は、それぞれ理事及び役員に当選したのものとして、会長によって発表される。
- (ホ) 前項によって次々年度会長に選ばれた会員は、7月1日に始まる次年度に、役員たる会長エレクトとして理事会のメンバーに入り、次々年度の7月1日に会長に就任するものとする。
- (ヘ) 「指名委員会」は、毎年度新たに設け、任期終了を持って自動的に解散する。なお、「指名委員会」は、現会長、次年度会長、前々年度会長および、ロータリー歴3年以上の会員より入会年次層を代表するものをもって構成する。

第2節 選出された理事および役員に、次年度7月1日に会長エレクトとなるべき次々年度会長を加えて、次年度理事会を構成する。

第3節 理事またはその他の役職に生じた欠損は理事会の決定によって補填するものとする。

第4節 理事エレクトまたは役員エレクトの地位に生じた欠損は、残りの被選理事会の決定によって補填されるものとする。

第5節 第4節の規定にかかわらず、会長エレクトに欠損を生じたときは、第1条第1節の手続により決定する。

第6節 次年度会長は、次年度理事会の承認のもとに、次年度副幹事、副会場監督(SAA)を委嘱することが出来る。なお、副幹事及び副会場監督は準役員とする。

第4条 役員の仕事

第1節 会長

本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって会長の任務とする。

第2節 直前会長

理事会のメンバーとしての任務、および会長が理事会によって定められるそのほかの任務を行うことをもって、直前会長の任務とする。

第3節 会長エレクト

理事会メンバーとしての任務およびその他会長または理事会によって定められる任務を行うものとする。

第4節 副会長

会長不在の場合に本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって副会長の任務とする。

第5節 幹事

会員の記録を整理保管し、会合における出席を記録し、クラブ、理事会および委員会の諸会合の通知を発送し、これらの会合の議事録を作ってこれを保管し、全会員の人頭分負担金および半期報告を提出した7月1日または1月1日より後にクラブ会員に選ばれた正会員の比例人頭分負担金を記載した毎年1月1日および7月1日現在の半期会員報告、会員変更報告、毎月の最終例会の後15日以内に地区ガバナーに対して行わなければならない月次出席報告を含む、諸種の義務報告をR Iに対して行い、R I公式雑誌の購読料を徴収してこれをR Iに送金し、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって、幹事の任務とする。

第6節 会計

すべての資金を管理保管し、毎年1回およびその他理事会の要求あるごとにその説明を行い、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって会計の任務とする。その職を去るに当って会計はその保管するすべての資金、会計帳簿、その他あらゆるクラブ財産を、その後任者または会長に引き継がなければならない。

第7節 会場監督（S A A）

通常その職に付随する任務およびその他会長または理事会によって定められる任務を行うことをもって会場監督の任務とする。

第8節 副幹事・副会場監督（準役員）

副幹事、副会場監督の任務は幹事および会場監督をそれぞれ補佐し、その不在の場合にその任務を代行することとする。

第5条 会 合

第1節 年次総会

本クラブの年次総会は、毎年12月の第1例会日に開催されるものとする。そしてこの年次総会において、次々年度の会長および次年度の理事・役員を選挙を行わなければならない。

第2節 例会

本クラブの毎週の例会は、水曜日12時30分から13時30分まで開催するものとする。例会に関するあらゆる変更または例会の取消しは全てクラブ会員全員に然るべく通告されなければならない。本クラブの会員はすべて、名誉会員（またはクラブ定款の規定に基づき、理事会によって出席を免除された会員）を除き、例会の当日その出席または欠席が記録され、その出席は本クラブまたは他のロータリークラブにおいてその例会に充当された時間の少なくとも60パーセント出席していたことが実証されるか、もしくは定款第19条第1節と第2節の規定によるものでなければならない。

第3節 総会定足数

会員総数の3分の1をもって、本クラブの年次総会の定足数とする。

第4節 理事会

定例理事会は、毎月第1例会日に開催されるものとする。臨時理事会は会長がその必要ありと認めたとき、または2名の理事から要求があるとき、会長によって召集されるものとする。但し、その場合然るべき予告を行わなければならない。

第5節 理事会定足数

理事の過半数をもって理事会の定足数とする。

第6条 入会金および会費

第1節

入会金は10万円とし、入会承認に先だって納入すべきものとする。但し定款第11条の規定に該当する場合はこの限りではない。

第2節

会費は年額27万4千円とし、毎年7月、1月にその半額を納入する。中途入会者が納める会費は月割りとし、ザ・ロータリアン誌・またはロータリーの友誌の購読料も会費と同時に納入し、人頭分負担金および地区資金他の各々については定められた額を納入すべきものとする。

第3節

会長は、必要のあるとき理事会の承認を得て臨時会費の額を定め、随時これを徴収することが出来る。

第7条 採決の方法

本クラブの議事は、役員および理事を投票によって選挙する場合を除き、口頭による採決をもって処理されるものとする。

第8条 奉仕部門

奉仕部門は、本ロータリー・クラブの活動のための理念と実践の枠組みである。それはクラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕、新世代奉仕である。本クラブは、奉仕部門の各部門に積極的に取り組むこととする。

第9条 委員会

第1節

(イ) 会長は理事会の承認のもとに次の常任委員会部門を設置するものとする。

①クラブ管理運営部門 ②青少年奉仕部門 ③職業奉仕部門

④社会奉仕部門 ⑤国際奉仕部門

その他、必要に応じて同様の手続きを以て特別委員会を設けることができる。

(ロ) 会長は、理事会の承認のもとに各部門の中に必要と考える特定の分野を担当する委員会を設置するものとする。

(ハ) 会長は理事の中から各部門の担当理事を任命し、且つその中の委員会の委員長及び少なくとも2名以上の委員を任命するものとする。

(ニ) 会長は職権上、すべての委員会の委員となるものとし、その資格において委員会に付随するあらゆる特典を持つものとする。

(ホ) 各部門担当理事は本細則によって付託された職務及び更にこれに付け加えて会長または理事会が付託する事項を処理するものとする。理事会によって特別の権限を与えられた場合を除き、これらの担当理事は理事会に報告してその承認を得るまでは行動してはならない。

(ヘ) 会員は会長により要請された役員、及び委員の就任を拒むことなく、指定された職に就くことが望ましい。また、本細則によって別段の定めがある場合を除き、継続事業の状態に応じて連続2年以上の重任を妨げるものではない。

(ト) 会長は本クラブ運営のため理事会承認のもとに必要と考える臨時の委員会（特別委員会等）

を設置することが出来る。

(チ) 各部門は、担当理事（委員長）と特定分野を担当する委員長によって構成される。

第10条 委員会の任務

第1節 クラブ管理運営部門

この部門は、クラブの効果的な運営に関連する活動について指導し実施するものである。この部門の中に出席、親睦活動、プログラム、クラブ研修、クラブ広報の5委員会を設置する。

- (イ) 出席委員会 この委員会は、すべての会員があらゆるロータリーの会合に出席すること。これには、地区大会、都市連合会、地域大会および国際大会等への出席を奨励する方法を考案するものとする。この委員会は特に本クラブの例会に出席できない場合、他クラブ例会への出席を奨励し、全会員に出席規定を周知せしめ、出席をよくするためのよりよき奨励案を講じ、そして出席不良の原因となる諸事情を確かめてこれを除去することに努めるものとする。
- (ロ) 親睦活動委員会 この委員会は、会員間の親密度を高め、友誼を増進し、用意されたクラブのレクリエーションおよび社交的諸活動への参加を会員に奨励し、本クラブの一般的目的の遂行上会長または理事会が課する任務を果たすものとする。
- (ハ) プログラム委員会 この委員会は、本クラブの例会および臨時の会合のためのプログラムを企画、準備し、手配しなければならない。
- (ニ) クラブ研修委員会（併：規定文献委員会、会員増強委員会、会員研修委員会）この委員会は、
1. 会員の勧誘と会員維持に関する包括的な計画を立て、常に本クラブの会員増強を図るため未充填の職業分野を充填するために適当な人物を推薦するよう積極的に努めるものとする。会員選考については、会員に推薦されたすべての者を個人的な面から検討して、すその人格、職業上および社会的地位並びに一般的な適格性を徹底的に調査し、そして、すべての申込に対する委員会の決定を理事会に報告するものとする。
 2. 職業分類については、毎年出来るだけ早く、遅くとも8月31日以前にその地域社会の職業分類調査を行い、その調査から職業分類の原則を適用し、充填、未充填職業分類表を作成しなければならない。そして、あらゆる職業分野の問題について理事会と協議しなければならない。
 3. 会員候補者にロータリークラブ会員の特典と責務に関する情報を提供し、会員特に新会員に、会員の特典と責務に関する適切な理解を与え、会員にロータリー、その歴史、綱領、規模、活動に関する情報を提供し、国際ロータリー管理運営の動向についての情報を提供する方策を提供し、これを実施するものとする。
 4. 八尾ロータリークラブ定款・細則、その他の規定の整備
 5. 国際ロータリーの定款・細則、手続要覧等の研究
 6. ロータリークラブに関する分権の研究、調査に努め、併せて交換されたバナーの整備を行う。

- (ホ) クラブ広報委員会（併：会報委員会）この委員会は、
1. 一般の人々にロータリーについての情報を提供し、クラブの奉仕活動を推進する計画をたて、本クラブのために適切な宣伝を行う方策を考案してこれを実施するものとする。
 2. クラブ会報の刊行によって、関心を促して出席の向上を図り、毎例会のプログラムを発表及び、前回の例会の重要事項を報告し、親睦の増進と、全会員のロータリー教育に寄与し、クラブ、会員、並びに世界各地のロータリープログラムに関するニュースを伝え、本クラブの歴史的資料の記録と整理を任務とする。また、雑誌月間の主催及び「ロータリーの友」等の雑誌についてはクラブ例会において毎月雑誌の簡単な記事の紹介を行って、新会員の意識向上に努めるとともにロータリアン以外の人々にも役立てるものとする。

第2節 職業奉仕部門

職業奉仕委員会は、本クラブの会員が、その職業関係における諸責務を遂行し、各会員の職業に

おける慣行の一般水準を引き上げる上に役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実践するものとする。

第3節 社会奉仕部門

社会奉仕委員会は、本クラブの会員がその地域社会に対する諸責務を遂行する上に役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、実施するものとする。

第4節 国際奉仕部門

この部門の中に、国際奉仕とロータリー財団の2委員会を設置するものとする。

- (イ) 国際奉仕委員会 この委員会は、本クラブの会員が国際奉仕に関する事柄においてその諸責務を遂行する上に役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、これを実施するものとする。
- また、本クラブ（または当地区）が、日本国外における国際的な社会奉仕活動に協力する方策を考案し、これを実施する。
- なお国際交流に関しては、姉妹クラブや友好クラブとの交流を活発化し、地区の関係委員会などとの協調により、広く世界のロータリークラブやロータリアンとの交流を図る方策を考案しこれを実施する。
- (ロ) ロータリー財団委員会 この委員会は、資金的寄付とプログラムへの参加を通じてロータリー財団を支援する計画を立てて、これを実施するものとする。

第5節 青少年奉仕部門

この部門の中に青少年育成とインターアクトの2委員会を設置する。

- (イ) 青少年育成委員会 この委員会は次世代を担う青少年の健全なる育成のための諸方策を考案し実行するものとする。
- (ロ) インターアクト委員会 この委員会は、インターアクトクラブの運営を指導し、援助を与え、そして本クラブとの間に密接な協力関係を維持することに努めなければならない。なお、年々継続性を保つため委員の重任を妨げない。
- また、米山奨学担当を設置して会員が米山記念奨学会の活動に協力するよう指導し推薦し、役立つ方策を思案し実施するものとする。

第6節 特別委員会

この委員会は、理事会の承認のもとに、必要と考える臨時の委員会を設置するものである。この特別委員会の統括は会長がその任に当たるものとする。

第11条 出席義務規定の免除

理事会に対し書面をもって、正当かつ十分な理由を具して申請することによって、会員は、出席義務規定の免除が与えられ、12ヶ月を超えない限りに於て、本クラブの例会出席を免除される。（注：このような出席義務規定の免除は会員身分の喪失を防ぐためのものである。しかし、本クラブに対してその会員を出席同様にみなすためのものではない。その会員が他のクラブの例会に出席しない限り、出席を免除された会員は欠席と記録されなければならない。但し、八尾ロータリークラブ定款第9条第2節の規定に基づいて認められた欠席は本クラブの出席記録に算入されない。）

第12条 財務

第1節 会計は本クラブの資金の少額を手許現金として留保し、その他の全てを理事会の指定する金融機関に預金しなければならない。クラブの資金は2つの部分に分けられるものとする。すなわちクラブ運営と奉仕活動運営に関する予算である。

第2節 本クラブの全ての収入および支出は担当理事、管理および会計の署名または押印した入金伝票により行い、支払いは会計が振り込みまたは、現金で行う。

第3節 本クラブの会計年度は、7月1日から翌6月30日に至るまでの期間とし、会費徴収の目的

のためにこれを7月1日より12月31日に至る期間、および1月1日から6月30日に至る期間の二半期に分けるものとする。国際ロータリーに対する人頭分担金と雑誌購読料の支払いは、毎年7月1日および1月1日現在の会員数に基づいておこなわれるものとする。(注：半期の途中に入会した会員の雑誌購読料は、R I事務局からの仕切り状に基づいて支払われるものとする。)

第4節 各会計年度の始めに理事会はその年度の収支の予算を作成し、または作成せしめなければならない。その予算は理事会によって承認された後、各費目ごとに支出の限度となるものとする。但し、理事会の議決によって別段の指示がなされた場合はこの限りではない。

第5節 本クラブの会計処理は、毎年1回理事会の指名する会計幹事により、毎期末に監査を受けなければならない。

第13条 会員選挙の方法

第1節 本クラブの正会員によって推薦された会員候補者の氏名は

書面をもって、本クラブ幹事を通じ、理事会に提出されるものとする。移籍する会員または他クラブに所属していた元クラブ会員は、元クラブによって正会員に推薦されてもよい。この推薦は、本条に別段の規定ある場合を除き、事前に漏らしてはならない。

第2節 理事会は、その被推薦者がクラブ定款の職業分類と会員資格の条件をすべて満たしていることを確認するものとする。

第3節 理事会は推薦書の提出後30日以内にその承認または不承認を決定し、これをクラブ幹事を通じて、推薦者に通告しなければならない。

第4節 理事会が決定を承認した場合は、被推薦者に対し、ロータリーの目的および会員の特典と義務について説明しなければならない。この説明後、被推薦者に対し、会員推薦書式に署名を求め、また、本人の氏名および本人に予定されている職業分類をクラブ会員に発表することについて承諾を求めなければならない。

第5節 被推薦者についての発表後7日以内に、理事会がクラブ会員（名誉会員を除く）の誰からも推薦者に対し、理由を付記した書面による異議の申し立てを受理しなかった場合は、その人は名誉会員でないなら、本細則に定める入会金を納めることにより、会員に選ばれたものとみなされる。理事会に対し異議申し立てがあった場合は、理事会は次の理事会会合において、この件について票決を行うものとする。異議の申し立てがあったにもかかわらず、入会が承認された場合は、被推薦者は、名誉会員でないなら、所定の入会金を納めることにより、クラブ会員に選ばれたものとみなされる。

第6節 このような選挙後に、クラブ会長は、当該会員の入会式とオリエンテーションを行い、クラブ幹事は当該会員に対して会員証を発行し、新会員をR Iに報告しなければならない。クラブ研修委員会は、入会式で新会員に贈呈する適切な資料を提供し、当該新会員がクラブに溶け込めるよう援助することを担当する会員を1名指名するものとする。

第14条 決議

事のいかんを問わず本クラブを拘束する決議または提案は、理事会によって審議された後でなければ本クラブによって審議されてはならない。もしかかる決議または提案がクラブの会合で提起されたならば、討議に付することなく理事会に付記しなければならない。

第15条 例会議事の順序

- ①開会宣言（点鐘・合唱）
- ②来賓・来訪ロータリアンの紹介
- ③出席報告
- ④委員会報告
- ⑤会長・幹事の報告
- ⑥会場監督（S A A）の報告

⑦卓話・その他のプログラム

⑧閉会（点鐘）

なお、食事の時間を含む場合は上記議事いずれの前後に配しても 差し支えないこととする。

第16条 改正

本規則は、定足数の出席する例会において任意の例会において、出席会員の3分の2以上の賛成投票によって改正することが出来る。但し、かかる改正案の予告は当該例会の少なくとも10日前までに各会員に郵送されてなければならない。クラブ定款、およびR I定款、細則と背馳するとき改正または条項追加は行うことはできない。

第17条 発効

本細則の改訂は、2013年7月1日より発効するものとする。

八尾ロータリークラブ細則内規

第1条第1節に関する内規

- ①会長は、指名委員会の委員長候補者および委員候補者の推薦にあたって、特に次の事項に留意しなければならない。
 - (イ) 次々年度会長候補者、および次年度理事役員候補者と目される会員を除くことがのぞましい。
 - (ロ) 当該年度の指名委員長がその任務を果せない事情が生じた場合前年度の指名委員長がその任にあたるものとする。
- ②次々年度会長候補者の選考にあたっては、会長経験者を招集し、広く意見を徴取するとともに、手続要覧に定められた有資格者中から、少なくとも就任時にはロータリー歴10年以上有すると共に年齢50才以上のものを推薦することがのぞましい。
- ③次年度理事・役員候補者の選考に際して、会員のロータリー歴および、諸役の経験を加味して、慎重に検討することがのぞましい。
- ④当該年度の指名委員長である前々年度会長は理事会に出席することが出来る。

第5条第2節に関する内規

会員会費一部免除の件

1. 長期欠席者の会費について
長期欠席者については本人の体調不良による事情で、長期に亘り例会に出席できない場合、医師の診断書もしくは書面の提出により、理事会の承認を得て下記の如く会費の一部を免除するものとする。
会費一部免除申請条件
 - (1) 出席規定免除者であること
 - (2) 入会20年以上であること
 - (3) 満80歳以上の会員
 - (4) 長期にわたる病氣療養中の会員
 - (5) その他やむを得ない特別事情による申請については理事会において審議する。上記の項目に当てはまる会員は半期ごとに書面で申請し、理事会の承認を必要とする。
理事会で承認された会員については会費のうち半期5万円を免除するものとする。

慶弔規定

第1条 (目的)

この規定は、八尾ロータリークラブ会員、家族及び関係者に対する慶弔並びに見舞いに関して定めることを目的とする。

第2条 (適用範囲)

この規定に定めるところにより慶弔等のあった日から1ヶ月以内に会員、家族または関係者から会長に通知のあったものに対し、第3条以下の条項に従い慶弔の意を表するものとする。

第3条 (慶事)

- 会員が叙勲、受賞、学位称号等を受けた場合。その他会員の身辺または職場等に特に慶事（喜寿・米寿等）があった場合は適宜祝意を表することが出来る。
1. 叙勲、国家表彰、功労賞、学位称号、及び上記に準ずる受賞等：3万円程度の金品
 2. 喜寿、米寿：3万円程度の金品

第4条 (疾病)

会員が疾病又は傷害等により入院が1週間以上に及んだ場合：1万円

第5条 (災害)

会員の住居又は職場が火災、風水害その他の災害により著しく被害を受けた場合は、その実情により適宜慰問又は見舞いを理事会で検討する。

第6条 (死亡)

会員もしくはその家族が死亡した場合

1. 会員：3万円及び供花又は楮
2. 会員夫人：2万円及び供花又は楮
3. 会員の父母並びに子女：1万円及び供花又は楮

第7条 (関係者)

当クラブ会員以外で当クラブと特に密接な関係のあるものに対する慶弔並びに見舞いについては、前各条の規定に準じて会長が理事会に諮り、その都度これを定める。但し、急を要し理事会に諮る暇のない時は、会長の裁量によって決定することが出来る。

第8条 (裁量)

前各条の慶弔等に関する金品の種類又は額の決定については会長の裁量にゆだねる。

第9条 (実施者)

以上の慶弔並びに見舞いの実施に当たっては会長、副会長、幹事内2名以上、もしくはそのうちの1名と他の会員1名以上が同行して行うものとする。

第10条 (施行)

本規程は2007年12月5日より施行する。

この内規は、改正又は修正の必要が生じた場合、規定文献委員会は理事会に提出し承認を得て改善することが出来る。

